

## 高度経済成長と日本型現代資本主義の確立：日本型現代資本主義の展開（2）

|     |   |
|-----|---|
| 著者  | 村上 和光   |
| 雑誌名 | 金沢大学経済論集 = Kanazawa University<br>Economic Review                               |
| 巻   | 29  |
| 号   | 2   |
| ページ | 93-149  |
| 発行年 | 2009-03-30  |
| URL | <a href="http://hdl.handle.net/2297/17350">http://hdl.handle.net/2297/17350</a> |

# 高度経済成長と日本型現代資本主義の確立

## ——日本型現代資本主義の展開(2)——

村 上 和 光

はじめに

- I 基礎構造
- II 組織化体系(I) ——階級宥和策
- III 組織化体系(II) ——資本蓄積促進策

はじめに

前稿では、日本資本主義の戦後再建過程を現実的対象にして、この運動局面が、日本型現代資本主義の体系的展開においてどのように位置付けられるのか——を分析した。もう一步立ち入って換言すれば、すでに別稿で準備し終えた、戦後再建期日本の「景気変動パターン」という「現実的機構」分析を「前提」にしつつ、それを、「1930年代における『日本・現代資本主義の成立』」との「連続性」、および「『ニューディール・ナチス型』現代資本主義の『基本』構造」からの「参照軸性」、というベクトルからさらに「具体化」することを通して、「戦後再建日本型・現代資本主義」の「現実メカニズム」とその「歴史的位相」との解明を試みたことになろう。そしてまさにその作業を通じてこそ、結局、「戦後日本資本主義の再建過程」が、まず1つに政治的には、(A)「労資関係＝階級闘争の体制内化」・「社会保障整備」などを媒介とする「階級宥和策」を前提とし、さらにその土台の上で、次に2つとして経済的には、(B)「財政政策・金融政策・産業政策」などを柱とする「資本蓄積促進策」に立脚しつつ、体系的に現実化したというその図式——が実証的に把握可能になったといつてよい。

したがってそうであれば、その考察プロセスから、次のような結論が導出

されたのも明白であった。すなわち、他の機会に繰り返し指摘したように、「現代資本主義の枢軸点」が、「資本主義の体制的危機における、『階級宥和策』および『資本蓄積促進策』を手段にした、資本主義の延命を目指す『反革命体制』」という点にこそある以上、この「再建期日本資本主義」は、まさに「日本型・現代資本主義の『再編過程』」以外ではあり得なかった——のだと。

このように整理してよければ、前稿のこの結論から、本稿の課題が以下のように発現してくるのもいわば自明ではないか。すなわち、日本資本主義は、この「再建期」をふまえつつ、それ以降は、「ドッジ・ライン→デフレ不況→朝鮮戦争・特需景気→高度成長準備」という経過を経て「高度経済成長」局面に乗り、しかもそれは、「第1次」および「第2次」というフェーズを展開しながら、基本的には、2度の石油危機段階に至るまでその運動を持続させたといつてよい。そしてその中で、日本資本主義が「高度成長期・経済構造」へと自らを変容させたのは当然であったが、そう理解すれば、そこからは、以下の「課題点」が直ちに浮上してこざるを得ない。すなわち、すでに確認した通り、「戦後再建期」が「日本型・現代資本主義の『再編期』」であったのに比較して、この「高度成長期」は、「日本型・現代資本主義」に対して果して「どのような位置関係に立つのか」という論点——これである。

その点からつづめていえば、「高度成長—日本型・現代資本主義」の内的関連分析、まさにこれこそが本稿の課題に他ならないというべきであろう。

## I 基礎構造

[1]政治過程 まず考察全体の基本的枠組みとして、(1)高度成長期の「基礎構造」を担うその「現実的機構」分析が必要だが、最初に、この局面展開の前提的条件をなす①当面の「政治過程」<sup>1)</sup>から入ろう。そこで、まず第1に(a)「前提的局面」(1949-52年)を押さえておく必要があり、換言すれば、「高度成長期・政治過程」のスタート条件の設定が不可欠だと思われる。さてこの局面は、内容的にはいわば「講和＝安保体制への移行準備期」に相当するが、(イ)その「背景＝条件」はどう把握されるべきだろうか。周知の通り、50年の朝鮮戦争は、特需発現と対日援助の本格化とを通して日本の工業生産を戦前水準へと回復

させたが、このような重化学工業化に立脚した独占資本の復活を支えるために、この時期から、日本政府による、「政治過程の明確な推進化」が目立ってくる。まさにその点で、経済過程の復興に対応した「政治過程の進行」にこそ、この局面の「背景＝条件」があろう。

例えばそのいくつかだけを指摘しておけば、50年の「国土総合開発法」を皮切りとして「政治過程展開」の総合基準がまず示された後、ついで52年には「電源開発法」が制定されて、その具体的内実が明らかにされた。それを受けてさらに53年には「電力五ヶ年計画」にまで拡張をみるし、他方これらと歩調を合わせつつ、51-52年に掛けては、「租税特別措置・固定資産再評価・鉄道などへの国庫負担」を規定した「企業合理化促進法」もが準備されていく。こうして、高度成長を準備するその「政治過程の進行」が明瞭に確認されてよい。

そのうえで、(ロ)この「政治過程」の現実的「展開＝特質」がフォローされねばならない。そこで第1は(A)「政治機構」面がもちろん重要であって、例えば以下のような軌跡を追跡可能である。すなわち、アメリカからの自衛権増強・「反共の砦」化要求・警察予備隊創設などの圧力の下において、保守合同(自由党発足)→選挙法改悪(公職選挙法改正・小選挙区制答申)→内閣強化(官僚化・治安＝再軍備対策強化)→議会制空洞化、という一連の政治過程が進行していった。そしてこれを補強する措置としてこそ、他面で、戦犯裁判終了声明→戦犯減刑→追放解除→追放令改正(解除拡大)→追放令廃止も実施されたとみてよく、総合的に理解して、以上のような「体制装置の強化」を通した、一面での「再建期型システムからの離脱」と他面での「高度成長型システムの構築準備」とが明確に検出できよう。

ついで第2に(B)「占領制度の再検討＝廃止」が日程に上ってくる。つまり、あらゆる領域における占領制度の「ゆき過ぎ」に対する是正対応に他ならないが、総司令官による、日本政府に対する「占領下諸法規再検討権限付与」声明を契機として、「追放・行政機構・独占禁止・団体・労働・教育・警察」など、押しなべて全分野での「ゆき過ぎ」再検討が試みられたといつてよい。まさにこの方面からも、「新制度構築」への準備が足早に着手されていく。

それに加えて第3こそ、(C)「反体制運動への弾圧」作用の顕在化であろう。いうまでもなく、社会主義運動・労働運動に対する弾圧や教育反動化の強化

に他ならないが、そのような体制的攻撃が、以下の3方向からの政治過程として実施された。すなわち、まず第1は「法的規定」サイドからであり、例えば、人事院規則制定・デモおよび集会の全国的禁止・政令325号公布・地公法公布・労働法規改正答申が進行して、運動抑圧・弾圧の法的枠組構築が試行されていく。まさにそれをふまえてこそ、第2に「弾圧実施」が表面化するといつてよく、具体的には、共産党関係6団体への団規令違反告発・共産党非合法化の示唆・中央委員の追放・旧特高および右翼の追放解除・破防法および公安調査庁設置要綱の発表というプロセスを通して、共産党・左翼運動への現実的弾圧が実行されていった。そのうえで第3こそ「教育反動化」に他ならない。すなわち、大学管理法制定企図・愛国心の強調と修身科復活の目論み・道徳教育案発表・教特法改正準備・国民道徳実践要綱草案配布などであって、まさしく、教育制度・思想方向からする「体制イデオロギーの強制的注入」が指向されたと整理可能であろう。要するに、社会運動に対する露骨な弾圧以外の何ものでもない。

そうであれば最後に、(ハ)この「政治過程」の「性格＝意義」はどのように集約できるのであろうか。このように視点を設定すれば、結局、結論的には、この局面の「政治過程」はまさに「戦後型・国内支配体制の再編完了」を準備した過程だった——とこそ意義づけ可能なように思われる。そしてその場合、この「国内支配体制の再編完了」は以下の3側面を基本内実としている点が重要であるが、まず1つは(A)この「再編完了」が、何よりも「経済下部構造」における「日本資本主義の再建完了」をこそ、その基盤としている側面であろう。まさにこの「経済過程の再建完了」を土台的条件としてのみ「国内支配体制の再編完了」が実現可能であった——という現実的規定関係が無視されては決してなまじい。

ついで2つ目は、(B)このようにして「再編された資本主義的支配体制」は、いわば「現代型・支配体制」以外ではないという側面に他ならない。なぜなら、この「支配体制」は、一面では——すでに「戦後改革」を経過している以上——もはや「戦前型・旧支配体制」ではあり得ないと同時に、他面では——すでに戦後的統制システムを脱却している限り——もはや「戦後型・管理体制」ともいえない、からである。こうして、この「資本主義的国内支配体制の再編完

了」によって出現した「国家＝上部構造」は、まさに「現代資本主義国家」以外ではないのであり、したがって、日本国家をまさしく「現代資本主義国家」として再編した点にこそ、この「政治過程」の、その「本質的意義」があるというべきであろう。

最後に3つとして、(C)その「帰結＝到達点」が問題となるが、このような内容をもつ「政治過程」は、最終的には、「講和＝安保体制」の成立をその指標として位置付け可能なように思われる。換言すれば、以上のような「国内支配体制の再編完了」のメルクマールこそまさに「講和＝安保締結」に他ならないし、逆から表現すれば、この「講和＝安保」をスタート・ラインにしてこそ、「高度成長期・政治過程」はその実質的始動を開始するのだといってもよい。

そのうえで、次に第2に(b)「展開期局面」(52-59年)の「政治過程」へと視角を転回させていこう。そこで最初に(イ)その「背景＝条件」が前提となるが、総括的にいえば、この局面では「政治過程の積極化」が極めて顕著になっていく。その際、その基盤として「独占体制の強化」があるのは当然であって、事実、51年以降、「鉄鋼合理化計画」・IMF加盟・54年恐慌・「神武景気」という経過を経て、55年には重化学工業が戦前水準生産額の1.64倍化を遂げた他、その付加価値は工業全体の55%を、また労働者数は工業全体の38%をも占めるに至った。こうして、重化学工業化の進展を土台にしてこそ高度成長が開始されていくわけである。

まさにこのような経済過程の進展と歩調を合わせて「政治過程の積極化」も目立ってくるといってよい。例えば、まず55年12月には「経済自立五ヵ年計画」(鳩山内閣)が策定されて、従来の「価格支持・補助金政策」から「企業集積・合理化」を促進する「構造政策」への転換が意図されたし、さらに57年12月には「新長期経済計画」(岸内閣)の制定をみて、「構造政策進展・社会資本整備」を促進しつつ、国土全体の「再配置政策」もが新規に標榜されるに至った。やや具体的にいえば、一方で、後進地域における「開発＝生産力基盤の造成」を刺激するとともに、他方で、先進地域における、「開発＝既成工業地帯周辺の臨海部への分散・拡張」が追及されたわけである。まさにこれらの「政治過程の積極化」をバネにしてこそ、金融資本を主体とするコンツェルンの復活・強化、企業の大規模合併・系列化、重化学工業化の肥大化とコンビナート拡張、カル

テルの広範化・重層化，などが強力に進展していったのはいうまでもない。要するに，「政治過程」の「拡大・緻密化」が明瞭にみて取れる。

つづめていえば，「政治過程の積極化」を通して，「講和＝安保体制」の実現・展開に照応した，「高度成長型・体制基盤」の構築＝拡張が押し進められたこと——が一目瞭然であろう。

以上を前提にして，ついで(ロ)その「展開＝特質」にまで立ち入っていきたい。そこで最初に(A)「行政機構」サイドが注目に値するが，例えば以下のような特徴的過程が進行していく。すなわち，国家行政組織法および各省庁設置法公布→中央省庁の整理・統合・拡充＝機構強化と権限集中→国会法改正(常任委員会整理・議員立法制度・両院法規委員会廃止・自由討議廃止)→保守合同＝自民党一党支配の成立，などであって，一見して，中央行政機構の体系的整備が図られたといつてよい。しかもさらに留意しておくべきは，このような，行政機構のいわば効率化・合理化と並行して，「新たな行政需要」に対応した新機構の設置もが急がれた点であって，保安庁法公布→防衛庁設置法および自衛隊法改正→「1次防」発足→生産性本部・経済企画庁の設置→原子力委員会・原子力局設置→科学技術庁の設置，などはその明瞭な証左として指摘可能であろう。こうして，「占領＝統制体制」からの脱却と高度成長型行政への適応とを睨んだ，「行政機構」の整理・整備・新設が進展していく。

ついで(B)「政治体制」の新展開へ目を移せば，まず一面では，教育への「体制統合型介入」が強化される。つまり，中教審設置→大学管理・学生運動取締りの強化→学校教育法改悪→教科書検定強化・道徳教育実施→「教育二法」公布→教育委員公選制廃止＝権限縮小，という「政治過程」が展開し，それを通して，「教育＝イデオロギー装置」を媒介とする，「体制統合作用の強化」が目論見られた——というべきであろう。そのうえでもう一面では，社会運動への抑圧強化が指向されたのもいうまでもない。すなわち，警察法改正(中央集権＝一元化)→破防法成立→公安調査庁設置→労働関係法改悪→スト規制法公布・施行→警職法改正企図，という一連の公安体制強化措置に他ならず，それによって，社会運動弾圧体制がまさに「露骨に」追及されたわけである。まさしく，ハード面からする「体制統合」作用そのものではないか。こうして，「機構・イデオロギー・弾圧」という3面からの体系的統合が進む。

それに加えて最後に、(C)「地方制度」のシステム整備も以下のような軌跡で実施されていく。つまり、新自治庁発足→地方自治法改悪(議会の地位および権限の圧縮と中央規制の強化・区長公選制廃止・自治体警察廃止・地方交付税制度)→地方制度調査会の設置→町村合併促進法公布→地方財政再建特別措置法公布→教委任命制化→新町村建設促進法公布→自治省設置答申、という経過であって、ざっと一瞥しただけでも、地方自治体権限の削減と中央統制の一層の強化とがまさに一目瞭然だ——といてよい。したがって、この「地方システム」の方向からしても、来るべき「高度成長」に対する、その地盤形成が準備された構造がよく分かつ。まさに「地方」をも巻き込んで、体制強化という「政治過程」が貫徹していったわけであろう。

以上を前提として最後に、(ハ)この「政治過程」の「性格＝意義」はどのように整理されるべきであろうか。さてこのように焦点を設定すると、端的にいて、この局面の「政治過程」は、すでに考察した「前提的的局面」のそれが「国内支配体制の『再編完了』」の準備過程であったのに対して、むしろそれを条件とした、「国内支配体制の『形成展開』」過程であった——とこそ位置付け可能ではないか。換言すれば、高度成長の進行を可能にし支える、その体制基盤を「積極的に」形作るとともに、さらに進んで、その体制基盤の円滑な進行を維持する点にこそ、この局面における、その「政治過程」の任務があったと考えてよい。まさにその意味で、第1局面のメルクマールが「国内支配体制の『再編完了』」にあったのに比較して、この第2局面のそれが、その「形成展開」にこそある点が決定的に重要であろう。

そしてその場合、把握し易いその指標こそ、何よりも「講和＝安保体制」の構築以外ではなかった。しかし、この「講和＝安保体制」への適応という「政治課題」を通じて、むしろ、「高度成長の体制的枠組」形成が実現した点こそが肝腎であって、その点に関して特に留意しておきたい。

最後に第3として、(C)「定着期局面」(60年以降)の「政治過程」へと入っていく。そこで最初に(イ)「背景＝条件」からみていくと、このフェーズの政治的焦点はいうまでもなく60年1月の「新安保調印」にこそあった。すなわち、これまでに検討してきたように、「高度成長型・政治システム」は52-59年の過程で一応の準備および展開を完了し終えていたが、この新安保は、それに対



してさらに以下の諸論点を付加したと考えられる。その場合、それは3点に整理できるとみてよいが、まず1つは(A)その「基本的特質」であって、この新安保を立脚点として「日本帝国主義の本格的復活」が実現したと意義づけ可能であろう。換言すれば、大枠としては、もちろん「アメリカ帝国主義の世界戦略」内部に位置づけられはするが、そのエリア内においては、日本帝国主義の「自立性」を大幅に拡張し得ることになった——わけであろう。まさにその点で、新安保は、「対米従属」の指標などではなく、むしろ日本型・現代資本主義がまさしく自ら求めた「新体制」であることが軽視されてはならない。ついで2つ目は、この「日本帝国主義の自立化」に対応して、(B)「憲法体制の空洞化」が急速に進んだことであろう。つまり、「憲法調査会・中間報告書」の発表(62年10月)→その「最終報告書」公表(64年7月)→戦争放棄条項の再検討・再軍備の合法化の提言→「自主憲法」の提言、という策謀であって、まさにこの「新安保」を前提にしてこそ、体制側から、「米帝国主義と連携する、復活型・日本帝国主義体制」構築の必要性が要望されてくるというてよい。要するに、「高度成長型・政治過程」の偽らざる「本音」だとみるべきであろう。

しかし、改憲勢力の量的不足は、このような「憲法体制転換」の野望を辛くも阻止し続けた。その結果、体制側の意図は、3つとして(C)「妥協的政治行動」に止まったと考えてよく、例えば以下のような政治過程が、いわば不徹底なペースで進行したというべきであろう。つまり、自衛戦力合憲論→「自衛力」強化措置→自衛隊の治安出動実施→共同演習・海外派遣準備→「二次防」策定→極東での最強総合軍事力確保、という路線で、「事実上」の「9条改悪」がなし崩し的に深化した——と判断する以外にはない。こうして、「高度成長」展開を保障したその政治体制は、まさに「憲法体制の空洞化」にこそ立脚していた点が重要なのであり、その意味でここに、「憲法—安保の二元性」が明瞭にその素顔を覗かせている。

では、この「定着期・政治過程」は現実的にどのような(口)「展開=特質」を発現させたのであろうか。そこで最初に(A)「行政機構」の動向から追っていけば、まず「軍事関連」では、軍事施設・装備の増強と防衛計画を通じた機能拡大→アメリカ軍事戦略の一環としての「積極防衛の展開」→首相への軍令・軍政の集中化→シビリアン・コントロールの形骸化、が試みられたし、また同

様に「警察関連」でも、人事・給与の官僚的中央集権体制化とその量的拡大→警備＝公安警察・検察の強化→最高裁総務局を中心とした特権的・官僚的司法機構の構築→「司法反動」の深化という、同型の「中央集権的体制整備」が急がれた。

次に、それらに支えられてこそ「経済行政機構」も新展開を現出させていく。具体的には、例えば、経済制御機構の政府中枢機関(総理府・大蔵・通産・農林・運輸)への集中化→経済計画・開発計画の権力的強行→財政投融资事業主体の整備→審議会・調査会の広範化とそこへの財界代表の選出→執行機関の中枢部としての「総理府地位の強化」、などが検出可能だといってよいが、このラインを通して、首相＝総理府を司令部としながらさらに大蔵・通産・農林・運輸各省を実働部隊とする、その強力な経済行政の実行が図られたと集約できよう。こうして、大蔵省を中心とした経済官庁の、その主導性強化傾向が明らかに確認されてよい。

ついで2つ目に(B)「政治体制」はどう動いたであろうか。そこで最初に「国会運営」の破綻が目立ち、財界の政局介入→強行採決の続発→議会軽視の横行→議会制民主主義への攻撃激化など、が無視し得ないが、それだけではない。つまり、このような土台のうえでこそ、次に「教育・思想・運動」への統合作用も強まるのであって、例えば、財界・政府・軍の教育介入の強化→「破防法・暴力行為等処罰法」などの強行採決→社会運動弾圧の目論見→報道・言論統制→司法権への介入と体制統合型再編、などはその動向の顕著な例であろう。

しかし、この局面で、体制側の統合意志がいわば最も典型的に表面化したものは何よりも(C)「地方再編」作用に他なるまい。すなわち、広域都市建設構想→地方自治法改正(61年)→自治相および知事による広域総合計画の策定化→地方行政連絡会議法制定→地方合併特例法制定→行政事務再配分と市町村連合の答申→財界による道州制強調→広域市町村圏設置答申・指定、という軌跡が描かれ、財界・政府による、「地方広域化」の意図が繰り返し発現していく。したがって、この「地方再編」型「政治過程」の体制意図は明瞭というしかなく、その焦点が、「高度成長＝開発体制」を可能にする地域再編の、まさにその「受け皿」として「地方自治体の広域＝連合化・中央集権化」を実現すること——以外にないことは明白であった。その意味で、安保改定・高度成長に対応した国家機構面での官僚制の強化が、この「地方再編」サイドにおいて

は、何よりも、地方自治体に対する中央集権的再編強化＝高度成長の「受け皿」形成として現実化したのは、いわば当然だったというべきであろう。

このように整理できるとすれば、最後に(ハ)この「定着期・政治過程」の「性格＝意義」は以下のように集約可能なように思われる。すなわち、これまでフォローしてきたように、まず第1に「前提的局面」では、「旧体制および再建期統制」からの脱却を実現して戦後日本の政治・経済体制を「現代資本主義体制」へと「再編」を図り、それを通して、「国内支配体制の『再編完了』」が準備されたし、ついで第2に「展開期局面」においては、その「再編」土台の上に、ヨリ積極的に、高度成長進行を可能にする体制基盤の積極的な構築とその円滑な展開維持とがその目標＝課題にされていった。約言すれば、これらの2つのプロセス経過を通して、高度成長進行の、その「条件設定＝再編」と「舞台整備＝展開」とが確保されたといつてよいが、それに対して、最後に第3にこの「定着期局面」では、それらの「条件と舞台」とを踏まえつつ、高度成長の現実的展開に「対応」しながらそのさらなる円滑な「促進」を意図した、まさに「高度成長型・政治過程」そのものが直接的に発現したのだ——とこそ総括できよう。換言すれば、「高度成長固有型政治過程」の現実化以外ではない。

しかも、その場合に注意が必要なのはその「性格」に関してであって、高度成長実現といういわば「ソフトな全体的環境」が進行したとはしても、しかし、その「政治過程＝国家支配体制」自体としては、決して「ソフト＝消極的」ではあり得なかった。そうではなく、「高度成長型・政治過程」においては——具体的にフォローした通り——むしろかなり「ハードな」、中央集権的・行政機構優位型・体制統合体制こそが現出したとみるべきなのであり、まさにそのような「ハードな政治過程」に擁護されてこそ「高度成長」が実現した点が、重要だといつてよい。

[2]生産・貿易・雇用 そのうえで次に、以上のような「高度成長型・政治過程」の下で、どのような②「生産(投資)・貿易・雇用」<sup>2)</sup>が展開可能になったのだろうか。そこで最初に第1に(a)「生産・投資動向」から入ると、まず1つ目に(イ)「実質国民所得」(1970年価格＝100)が注目されるが、高度成長に入った55年の23.9をスタート・ラインにして50年代には58年＝29.0とまだその伸長度は大きくないものの、第1次高度成長が軌道に乗る61年には41.2にまで拡

第1表 主要経済指標 (1970年=100)

|           | 実質国民総生産       |             | 1人当たり実質国民<br>総生産 |             | 鉱工業生産指数        |            | 製造業実質賃金       |            |
|-----------|---------------|-------------|------------------|-------------|----------------|------------|---------------|------------|
|           | (1970年<br>価格) | 対前年度<br>上昇率 | (1970年<br>価格)    | 対前年度<br>上昇率 | (付加価値<br>ウェイト) | 対前年<br>上昇率 | (規模30<br>人以上) | 対前年<br>増加率 |
| 1934-36平均 | 17.7          | —           | 27.0             | —           | 8.6            | —          | 38.7          | —          |
| 54        | 21.6          | 2.8         | 25.4             | 1.7         | 12.3           | 8.8        | 41.8          | 0.5        |
| 55        | 23.9          | 10.8        | 27.9             | 9.6         | 13.2           | 7.3        | 44.3          | 6.0        |
| 56        | 25.4          | 6.2         | 29.2             | 4.6         | 16.2           | 22.7       | 48.2          | 8.8        |
| 57        | 27.4          | 7.8         | 31.2             | 6.9         | 19.0           | 17.3       | 48.4          | 0.4        |
| 58        | 29.0          | 6.0         | 32.8             | 5.1         | 18.4           | △1.6       | 49.7          | 2.7        |
| 59        | 32.3          | 11.2        | 36.1             | 10.1        | 22.5           | 20.3       | 52.9          | 6.4        |
| 60        | 36.3          | 12.5        | 40.2             | 11.6        | 28.1           | 24.9       | 55.1          | 4.2        |
| 61        | 41.2          | 13.5        | 45.3             | 12.5        | 33.5           | 19.2       | 58.2          | 5.6        |
| 62        | 43.8          | 6.4         | 47.7             | 5.4         | 36.3           | 8.4        | 59.7          | 2.6        |
| 63        | 49.3          | 12.5        | 53.2             | 11.4        | 40.4           | 11.3       | 60.5          | 1.4        |
| 64        | 54.5          | 10.6        | 58.2             | 9.5         | 46.8           | 15.8       | 64.4          | 6.4        |
| 65        | 57.7          | 5.7         | 60.9             | 4.7         | 48.6           | 3.8        | 65.6          | 1.9        |
| 66        | 64.1          | 11.1        | 67.1             | 10.1        | 55.0           | 13.2       | 69.7          | 6.3        |
| 67        | 72.4          | 13.1        | 75.0             | 11.8        | 65.7           | 19.5       | 75.9          | 8.9        |
| 68        | 81.6          | 12.7        | 83.6             | 11.5        | 75.8           | 15.4       | 82.9          | 9.2        |
| 69        | 90.6          | 11.0        | 91.7             | 9.6         | 87.9           | 16.0       | 91.5          | 10.4       |
| 70        | 100.0         | 10.4        | 100.0            | 9.1         | 100.0          | 13.8       | 100.0         | 9.3        |

(資料) 経済企画庁編『現代日本経済の展開 経済企画庁30年史』1976年。

大を遂げる(第1表)。その後も、「転形期—65年不況」での短期の足踏みを挟みつつ、第2次高度成長期を迎えて、64年=54.5→67年=72.4→70年=100.0という持続安定的な増加軌跡を描いたといつてよい。まさにその点で、この高度成長期において、GNPが高水準で拡張し続けたことについては疑問の余地はないであろう。次に2つ目に、それが(口)「鉱工業生産指数」(70年=100)に直ちに反映していくのは当然であつて、例えば以下のような数値を刻む。すなわち、13.2(対前年上昇率7.3%)→18.4(△1.6)→33.5(19.2)→46.8(15.8)→65.7(19.5)→100.0(13.8)(第1表)となるから、転型期に差し掛つた50年代末での小規模な停滞を例外として、高度成長期の全般に亘つて、生産はそれこそ

著しい拡大路線を驀進したという以外にはない。それは「いざなぎ景気」＝第2次成長において取り分け目立つが、高度成長期が全体としてまさに高生産局面であった点はいうまでもなく自明であろう。

それを前提にしつつ、さらに3つ目として、この「GNP—生産」動向を(ハ)「投資資金」状況から集約するとどうか。そこでいま、「企業投資資金」(10億円)推移を「外部資金—内部資金」とに区分して具体的にフォローすれば、例えば以下のような図式が浮上してくる。つまり、総額1512(外部資金676-内部資金836)→2942(1631-1311)→6820(4172-2648)→9069(5094-3975)→13627(7041-6586)→24583(12626-11957)(第2表)という数値が拾えるから、まず何よりもこの企業投資資金増加の膨張性＝莫大性こそ驚かされる。そして「外部—内部」の関連については——後に詳述する通り——「外部資金」ウエイトの高さが特徴的だが(第2表)、いずれにしても、このような「企業投資資金」の膨大な「調達—投資」関連こそが、いま検出した、高度成長期の「生産拡大」を可能にした点には一点の曇りもあり得まい。

続いて第2に(b)「貿易動向」(100万ドル)へと視角を転じよう。そこで最初に1つ目は(イ)「貿易収支」が焦点をなすが、この高度成長期にそれは以下のように動いた。すなわち、△53(輸出2008)→368(2871)→△558(4149)→377(6704)→1160(10231)→3963(18969)(第3表)という内容で経過するといつてよいから、ここからは次の2傾向が直ちに読み取れよう。つまり、まず1つは「貿易黒字」の運動であって、第1次成長期にはまだ赤字基調で進行していたものが、第2次高度成長期に入ると明瞭に黒字基調へと転換していく。その結果、70年には実に40億ドルもの貿易黒字を記録するに至っており、それを通じて、大型黒字傾向の定着化はまさに明瞭といつてよい。そして、そのうえで2つには、この過程で輸入も持続的かつ着実に増大している以上、貿易黒字著増の基本要因がいうまでもなく輸出拡大にこそ求められる——のは当然であろう。こうして、日本資本主義は、この高度成長期の中で「輸出増大型・貿易収支黒字化」を達成したと整理されてよく、事態は1つその歯車を回した。

ついで2つ目に、(ロ)「長期資本収支」の基本的変容が注目値する。その場合、戦後再建期にあつては、国内経済復興のために外資導入の必要性が増大し、その結果、長期資本収支はいうまでもなく「黒字基調」で推移すること

第2表 産業資金供給(増減)状況 (単位: 1934-36年平均100万円, 1945年以降10億円, %)

| 1934-36平均 | 外部資金合計(A) |      |        |      | 貸出     |        |      |          |          |        | 内部資金合計(B) |      |  | B/(A+B) |
|-----------|-----------|------|--------|------|--------|--------|------|----------|----------|--------|-----------|------|--|---------|
|           | 株式        | 事業債  | 民間金融機関 |      | 政府金融機関 | 融資特別会社 |      | 乙種外国為替貸付 | 別口外国為替貸付 | 減価償却   | 社内留保      |      |  |         |
|           |           |      | 機      | 関    |        | 計      | 計    |          |          |        |           |      |  |         |
|           | 1,243     | 80.4 | 0.5    | 17.9 | -      | 1.2    | -    | -        | -        | 73.3   | 26.7      | 50.9 |  |         |
| 54        | 612       | 23.2 | 3.0    | 66.2 | 16.3   | 2.7    | △0.0 | △11.4    | -        | 839    | 35.7      | 57.8 |  |         |
| 55        | 676       | 14.1 | 3.9    | 68.9 | 11.1   | 3.3    | -    | △1.3     | -        | 836    | 26.5      | 55.3 |  |         |
| 56        | 1,417     | 12.5 | 4.1    | 76.8 | 5.0    | 2.3    | -    | △0.7     | -        | 1,000  | 27.4      | 41.4 |  |         |
| 57        | 1,798     | 15.9 | 2.9    | 73.4 | 6.1    | 1.9    | -    | △0.2     | -        | 1,363  | 40.7      | 43.1 |  |         |
| 58        | 1,631     | 14.3 | 3.5    | 72.4 | 7.3    | 2.5    | -    | -        | -        | 1,311  | 33.8      | 44.5 |  |         |
| 59        | 2,105     | 11.2 | 6.9    | 73.1 | 6.4    | 2.5    | -    | -        | -        | 1,494  | 32.0      | 41.5 |  |         |
| 60        | 2,927     | 16.1 | 5.2    | 71.2 | 5.5    | 2.0    | -    | -        | -        | 2,201  | 43.5      | 42.9 |  |         |
| 61        | 4,172     | 22.3 | 9.2    | 63.0 | 4.3    | 1.2    | -    | -        | -        | 2,648  | 39.6      | 38.8 |  |         |
| 62        | 4,204     | 20.2 | 3.2    | 70.7 | 5.8    | 1.4    | -    | -        | -        | 2,877  | 33.6      | 40.6 |  |         |
| 63        | 5,727     | 10.3 | 2.9    | 81.7 | 3.8    | 1.4    | -    | -        | -        | 3,199  | 28.6      | 35.8 |  |         |
| 64        | 5,094     | 15.5 | 3.0    | 73.3 | 6.9    | 1.3    | -    | -        | -        | 3,975  | 29.3      | 43.8 |  |         |
| 65        | 4,971     | 5.3  | 4.4    | 81.4 | 7.5    | 1.5    | -    | -        | -        | 4,075  | 23.4      | 45.0 |  |         |
| 66        | 5,606     | 6.0  | 4.0    | 80.4 | 8.2    | 1.4    | -    | -        | -        | 5,119  | 28.3      | 47.7 |  |         |
| 67        | 7,041     | 4.7  | 3.9    | 82.4 | 7.6    | 1.3    | -    | -        | -        | 6,586  | 34.8      | 48.3 |  |         |
| 68        | 7,434     | 6.6  | 2.1    | 86.6 | 9.0    | 1.5    | -    | -        | -        | 8,238  | 39.7      | 52.6 |  |         |
| 69        | 10,322    | 7.3  | 2.9    | 81.2 | 7.5    | 1.1    | -    | -        | -        | 9,804  | 38.0      | 48.7 |  |         |
| 70        | 12,626    | 7.9  | 2.8    | 81.2 | 7.2    | 0.8    | -    | -        | -        | 11,957 | 39.8      | 48.6 |  |         |

(注) 株式は1945-49年は会計年度。

(資料) 日本銀行統計局『経済統計年報』より作成。

第3表 国際収支の動向 (単位: 100万ドル)

|    | 経 常 収 支 |       |        |        |         |       |            |        |            |       | 長 期 資 本 収 支 |            |  | 短期資本<br>収 支 | 総合収支 |
|----|---------|-------|--------|--------|---------|-------|------------|--------|------------|-------|-------------|------------|--|-------------|------|
|    | 貿易収支    |       | 貿易外収支  |        | 移 転 収 支 |       | 資 産 (本邦資本) |        | 負 債 (外国資本) |       | 資 産 (本邦資本)  | 負 債 (外国資本) |  |             |      |
|    | 輸 出     | 輸 入   | 受 取    | 支 払    | 受 取     | 支 払   | 受 取        | 支 払    |            |       |             |            |  |             |      |
|    |         |       |        |        |         |       |            |        |            |       |             |            |  |             |      |
| 52 | △407    | 1,294 | 1,701  | 597    | 898     | 300   | 16         | △61    | △114       | 53    | 22          | 186        |  |             |      |
| 53 | △790    | 1,260 | 2,050  | 563    | 932     | 369   | 2          | △141   | △192       | 52    | △33         | △379       |  |             |      |
| 54 | △427    | 1,614 | 2,041  | 347    | 758     | 412   | 3          | 26     | △25        | 53    | 14          | 2          |  |             |      |
| 55 | △227    | △53   | 2,008  | 258    | 712     | 454   | 24         | △24    | △32        | 7     | 102         | 285        |  |             |      |
| 56 | △34     | △131  | 2,482  | 72     | 822     | 750   | 21         | 25     | △79        | 103   | △2          | 1          |  |             |      |
| 57 | △620    | △401  | 2,855  | △188   | 865     | 1,053 | 48         | 38     | △55        | 93    | 77          | △503       |  |             |      |
| 58 | 264     | 368   | 2,871  | 90     | 792     | 702   | 51         | 96     | △45        | 141   | △4          | 393        |  |             |      |
| 59 | 361     | 362   | 3,414  | 23     | 842     | 819   | 73         | 214    | △388       | 174   | △60         | 143        |  |             |      |
| 60 | 143     | 268   | 3,979  | 3,711  | 949     | 1,049 | 87         | △55    | △172       | 117   | △16         | 105        |  |             |      |
| 61 | △982    | △558  | 4,149  | △383   | 1,016   | 1,399 | 113        | △11    | △312       | 302   | 21          | △952       |  |             |      |
| 62 | △48     | 401   | 4,861  | △420   | 1,088   | 1,508 | 97         | 172    | △309       | 481   | 107         | 237        |  |             |      |
| 63 | △780    | △166  | 5,391  | △569   | 1,134   | 1,703 | 113        | 467    | △298       | 765   | 107         | △161       |  |             |      |
| 64 | △480    | 377   | 6,704  | △784   | 1,323   | 2,107 | 145        | 107    | △451       | 558   | 234         | △129       |  |             |      |
| 65 | 932     | 1,900 | 8,332  | △884   | 1,563   | 2,447 | 148        | △415   | △447       | 31    | △61         | 405        |  |             |      |
| 66 | 1,254   | 2,275 | 9,641  | △886   | 1,931   | 3,817 | 204        | △808   | △706       | △102  | △64         | 337        |  |             |      |
| 67 | △190    | 1,160 | 10,231 | △1,172 | 2,182   | 3,354 | 252        | △812   | △875       | 63    | 506         | △571       |  |             |      |
| 68 | 1,048   | 2,529 | 12,751 | △1,306 | 2,607   | 3,913 | 258        | △239   | △1,096     | 857   | 209         | 1,102      |  |             |      |
| 69 | 2,119   | 3,699 | 15,679 | △1,399 | 3,261   | 4,660 | 266        | △155   | △1,508     | 1,353 | 178         | 2,283      |  |             |      |
| 70 | 1,970   | 3,963 | 18,969 | △1,785 | 4,009   | 5,794 | 306        | △1,591 | △2,031     | 440   | 724         | 1,374      |  |             |      |

(注) 1959年までは試算である。  
(資料) 『財政金融統計月報』第244号。

になるが、高度成長期の定着の過程で、貿易黒字の累積を実体的根拠にして、今度は「資本流出＝長期資本収支の赤字転化」こそが現実化していく。まさに高度成長期は、長期資本収支における、「黒字→赤字」という転換期に相当しているといつてよいが、事実、長期資本収支はこの局面で以下のような数字を刻んだ。つまり、 $\Delta 24 \rightarrow 96 \rightarrow \Delta 11 \rightarrow 107 \rightarrow \Delta 812 \rightarrow \Delta 1591$  (第3表) というラインに他ならないから、第1次成長期にはまだ「黒字—赤字」が交錯してなお不安定であったものが、転換期を経た第2次成長期に入ると、長期資本収支の巨額かつ安定的な「赤字化＝資本流出」が見事に定着をみる。その意味で、「高度成長期＝資本輸出の本格化」が一目瞭然だといつてよい。その結果、70年には実に16億ドルもの「資本輸出大国」に躍り出ているのである。

以上を前提にして、最後に3つ目として(ハ)全体を「総合収支」サイドから集約しておきたい。そこで総合収支の推移を追うと、 $285 \rightarrow 393 \rightarrow \Delta 952 \rightarrow \Delta 129 \rightarrow \Delta 571 \rightarrow 1374$ と動くから、全体としてその足取りはなお「覚束ない」。しかし、その経過をもう一步細かく辿ると、67年に $\Delta 571$ の赤字を記録した後は、68年＝1102→69年＝2283→70年＝1374 (第3表) となって、連年の、しかもかなり大幅の黒字を計上しているのであるから、ようやく第2次成長期に至ると、総合収支レベルにおいても黒字化の安定的定着が可能になった——と整理可能だと思われる。その際、いま詳述はできないが、他方で、「貿易外収支」と「移転収支」とは、高度成長期において一貫して決定的な赤字基調であったから、そうであれば、この第2次成長期には、この両者の赤字を凌駕する程のまさに巨額な「貿易黒字」によって、全体として、総合収支の黒字化を実現したことになろう。その点で、輸出増大の凄まじさが手に取るように分かるが、ここからこそ、高度成長期・貿易構造のその実相が浮かび上がってくる。

そのうえで、第3として(イ)「雇用動向」はどうか。最初に1つ目に(イ)「雇用者状況」から入ると、まず「就業者数」(万人)は、 $4090 \rightarrow 4298 \rightarrow 4498 \rightarrow 4655 \rightarrow 4920 \rightarrow 5094$  (第4表) という経路を動く。したがって、高度成長期における、全般的な雇用労働者の継続的增加にはもちろん何の疑問もないが、ただその増加程度にまで目を凝らすと、総じて、第2次成長期には、第1次成長期に比較して、そのアップ・テンポはやや小さい。その意味で、ここから、第2次成長期での「成熟性の進展＝労働力吸収の困難性」を読み取ることが可能だ——と



第4表 主要労働統計

|      | 労働力人口<br>(万人) | 就業者数  |       |       | 完全失業者数<br>(万人) | 有効求人倍率<br>(除学卒) | 新規学卒求人倍率 |      |      |
|------|---------------|-------|-------|-------|----------------|-----------------|----------|------|------|
|      |               | (万人)  | 第1次産業 | 第2次産業 |                |                 | 第3次産業    | 中学校  | 高校   |
| 1940 | —             | 3,223 | 44.0  | 26.1  | 29.9           | —               | —        | —    | —    |
| 54   | 4,055         | 3,963 | 40.6  | 23.5  | 35.9           | 92              | 0.30     | 1.21 | 0.74 |
| 55   | 4,194         | 4,090 | 40.2  | 24.0  | 35.8           | 105             | 0.28     | 1.10 | 0.73 |
| 56   | 4,268         | 4,171 | 38.5  | 24.5  | 37.0           | 98              | 0.38     | 0.99 | 0.79 |
| 57   | 4,363         | 4,281 | 36.7  | 25.7  | 37.6           | 82              | 0.48     | 1.18 | 1.07 |
| 58   | 4,387         | 4,298 | 35.2  | 26.7  | 38.2           | 90              | 0.39     | 1.16 | 1.06 |
| 59   | 4,433         | 4,335 | 33.5  | 27.1  | 39.4           | 98              | 0.48     | 1.20 | 1.11 |
| 60   | 4,511         | 4,436 | 32.5  | 27.8  | 39.7           | 75              | 0.62     | 1.94 | 1.46 |
| 61   | 4,562         | 4,498 | 31.2  | 29.2  | 39.6           | 66              | 0.73     | 2.73 | 2.04 |
| 62   | 4,614         | 4,556 | 29.9  | 30.4  | 39.7           | 59              | 0.71     | 2.92 | 2.73 |
| 63   | 4,652         | 4,595 | 28.1  | 30.9  | 41.0           | 59              | 0.73     | 2.62 | 2.71 |
| 64   | 4,710         | 4,655 | 26.8  | 31.3  | 41.9           | 54              | 0.79     | 3.58 | 3.99 |
| 65   | 4,787         | 4,730 | 25.6  | 31.7  | 42.7           | 57              | 0.61     | 3.72 | 3.50 |
| 66   | 4,891         | 4,827 | 24.3  | 32.0  | 43.7           | 65              | 0.81     | 2.86 | 2.57 |
| 67   | 4,983         | 4,920 | 21.1  | 33.0  | 45.6           | 63              | 1.05     | 3.45 | 3.05 |
| 68   | 5,061         | 5,002 | 19.8  | 34.0  | 46.2           | 59              | 1.14     | 4.39 | 4.44 |
| 69   | 5,098         | 5,040 | 18.8  | 34.5  | 46.7           | 57              | 1.37     | 4.79 | 5.70 |
| 70   | 5,153         | 5,094 | 17.4  | 35.2  | 47.4           | 59              | 1.35     | 5.76 | 7.06 |

(注) 就業者数産業別内訳は百分率。

(資料) 前掲『現代日本経済の展開 経済企画庁30年史』などにより作成。

いえるかも知れない。この点をふまえつつ、さらにそれを「第2次産業・構成比」(%)の方向からも傍証しておく、例えば以下のような数字が手に入る。すなわち、24.0→26.7→29.2→31.3→33.0→35.2という推移に他ならず、したがって、極めて一貫したそのウエイト上昇が一目瞭然とあってよい。その場合、この構成比増大の内実がいうまでもなく「重化学工業化の巨大な進展」にこそあったのは自明だから、まさにこうして、高度成長期には、「重化学工業化→第2次産業拡大→雇用労働者増大」という論理が貫徹していったわけである。

では、この労働力需要の増大は、2つ目に(ロ)「完全失業者」(万人)へとどのように反映していったのであろうか。そこでその数値を拾っていくと、105→90→66→54→63→59(第4表)というステップが踏まれるから、「65年不況」後の一時的増大を唯一の例外として、極めて堅調な失業者縮小過程が見事に進

行したというべきであろう。その際、その減少ペースが取り分け第1次成長期にこそ大きい点には注意が必要であるが、それは、先ほどの従業員数増大に関する図式とまさに同型の現象だと把握可能であって、別の機会に理論化したような、「第1次成長=『横への』拡張」に比較しての、「第2次成長=『タテへの』拡張」という特質——が、まさにこの面にも端的に発現しているように思われる。要するに、第1・2次成長の相違を含みつつも、この高度成長期が、「失業者減少」を明らかに実現していった、いわば「類まれなる」経済運動過程であったことがくれぐれも重要なのではないか。

そのうえで3つ目として(ハ)「賃金動向」はどうか。そこでいま、「製造業実質賃金」(規模30人以上, 70年=100)を利用してその動向フォローを試みると、例えば以下のような軌跡が描かれよう。すなわち、44.3(対前年増加率6.0%)→49.7(2.7)→58.2(5.6)→64.4(6.4)→75.9(8.9)→100.0(9.3)(第1表)と経過する以上、高度成長期全般における、実質賃金の顕著な向上は何よりもまず明瞭といってよい。しかもやや内容的にいえば、先の労働力需要の場合とはむしろ逆に、第2次成長期においてこそその伸び率は高く記録されているが、この根拠としては、一面での「労働力吸収の内容低下」傾向が他面での「労働力不足の顕著化」によって打ち消されつつ、その結果、実質賃金レベルとしては、より高く表現されていった——のだと理解しえよう。さらに、上昇率から検証してもその基調は同様であるから、実体的基盤からのこの2面的作用の有効性については、ほぼ間違いがないと判断できる。

こうして、高度成長期が賃金上昇局面を構成した実情については、基本的について、何んら疑問はあり得まい。

[3]景気変動 最後に、この「基礎構造」を③「景気変動」<sup>3)</sup>の運動過程サイドから総合化しておきたい。そこで第1は(a)「第1次成長期」の景気変動であるが、最初に1つ目に(イ)「神武景気」(1955年-57年6月)からフォローしてこう。そこで(A)その「背景」が問題となるが、本格的景気上昇の「序曲」として55年半ば以降にまず「数量景気」の展開をみた。すなわち、この「数量景気」過程では、設備投資はまだ活発化しなかったものの、それでも他面で、「在庫調整進展→設備能力上昇→生産拡大」というプロセスが進行したから、その結果、企業売上高増加によって利益率の上昇も実現されていくことになった。

こうして、52-53年に実施された、既存投資の能力化と遊休設備の再稼働化とを土台として、「稼働率」(54年3月=79.7%→55年3月=79.4%→同9月=79.3%→同12月=77.5%)が上昇しない下での「生産拡大」が進行したと集約可能だが、まさにこの「数量景気」の成果としてこそ、以下のような帰結に至るのだといってよい。すなわち、この55年の「数量景気」は単なる景気回復ではなく、一方では、「特需依存脱却」を意味する「国際収支改善」をもたらしたとともに、他方では、金融構造上の「脆弱性」を示す「オーバーローンの(一時的)解消」をも実現したのであり、まさにその点で、この後ほぼ15年にわたる「高度成長」のその開始を意味したのだ——と。まさしく、景気循環のいわばその「新段階」に到達したわけである。

続いて(B)「神武景気」の「展開」に移ろう。まずその「移行」プロセスだが、いまみた「数量景気」は、55年以降になると次第に設備投資の本格的盛り上がりへと向かい、概ね以下のような波及ルートを媒介して設備投資の全面化を導いた。つまり、「輸出拡大→輸出関連企業の投資拡大→国内需要への波及→消費財需要増加→生産財需要の点火→投資の全面化」という「誘導経路」、これであって、まさに「投資が投資を呼ぶ」構造に他なるまい。

ではこの「神武景気」の「実態」はどうか。その場合、以上のような投資進行過程はやがて基礎部門での「隘路化」を発現させたが、そのボトルネック打開のためにこそさらなる投資拡大が刺激されるという方式が表面化し、まさにその結果として、以下のような「2大特質」が目立つことになった。すなわち、まず第1は「新産業・新製品」分野の勃興であって、例えば「石油化学・合繊・合成樹脂・家電・自動車」などが投資拡張の基軸を担ったといつてよい。それに加えて、第2こそ「技術革新」の急進展に他ならず、鉄鋼や造船を中心として「技術革新—近代化工場」体制の確立が進められていった。まさにその点で、「中軸部門—設備体系」の典型性にこそ、その実態が求められてよいように思われる。

しかし、このような内実を有した好況継続はやがてその「転換」に直面せざるを得ない。というのも、「好況進行→原料・資源輸入増加→国際収支赤字化→外貨準備急減」というプロセスが進行したからであり、その結果、57年5月にはついに「金融引締め」に転換する。具体的には、公定歩合引き上げに加えて、「窓口規制」強化やコール・レート急上昇が発生したといつてよく、事態

はまさに金融逼迫に陥った。しかもそれだけではなく、他方で「財政揚超」も加わった以上、引き締め効果が浸透して景気は下降に転じる以外になかった。

こうして「神武景気」は(C)「帰結」を迎える。その場合、集約されるべき論点としては以下の3論点が重要だが、まず(I)第1論点はその「回復の短期性」に他ならない。すなわち、「在庫投資の圧縮」と「設備投資の減退」に直面して、当初はむしろ不況の長期化が予想されて「なべ底不況」と称されたものの、その「在庫循環の性格」と「個人消費の堅調性」とに起因しつつ、実際はわずか1年の後退を経験しただけで「V字型」景気回復を実現していった。要するに、「在庫循環」型サイクルの顕著な検出が可能だといってよい。

そのうえで(II)第2論点として、「景気調整作用」に果たす、「財政・金融政策の決定的重要性」が指摘されてよい。すなわち、まず「財政政策」は、一面で55年5月の「引き締め局面」では、「財投を中心とした『繰り延べ』」を実施して「景気抑制策」として機能したし、ついで他面で58年の「景気刺激局面」では、「財投繰り延べ『解除』」・「財投純増」・「一般会計歳出増」を行って逆に「景気刺激策」としても作用した。こうして「財政政策」は、景気変動に対する、まさに「反循環政策」として展開されたといってよいが、そのような基本性格は、次に「金融政策」に関してもほぼ同形である。つまり、一面で、57年5月の「引き締め局面」を発現させたそもそもの主役が「公定歩合引き上げ・窓口規制強化」であったかぎり、いうまでもなくまず「景気抑制策」として作用したのは自明な他、他面で、その後の「景気刺激局面」では、「公定歩合の継続的引き下げ」・「窓口規制緩和＝銀行貸出促進化」などを通して、ついで「景気刺激策」としてもその有効性を発揮した。その点で、まさに明確な「反循環政策」だというべきであるから、何よりも「財政・金融政策の決定的重要性」が明瞭ではないか。

最後に(III)第3論点はその「景気局面移行」に関わる。こうして、財政・金融政策を中心とした「景気刺激策」によって「なべ底不況」は急速にその回復に向かった。そしてこの回復過程において、一面で、「在庫調整＝過剰資本解消」が進むとともに、他面では、不況下における「輸入激減」を条件として「国際収支の改善」もが実現したのだから、まさしく、「在庫調整の完了」と「国際収支の改善」というこの2条件に立脚してこそ、「民間設備投資主導型」の好況過程が再び開始されていく。いわゆる「岩戸景気」の始動である。

そのうえで、次に2つ目は(ロ)「岩戸景気」(59年-61年)に他ならない。そこで最初に(A)その「背景」から押さえていくと、すでに確認した通り、「なべ底不況」は、「在庫調整の完了」と「国際収支の改善」とを契機に58年6月を底として回復に転じ、その後は、「景気刺激型財政・金融政策」の発動を足場としながら、同年秋以降から本格的な景気上昇へと向かう。そして、そこを起点に1961年3月に至るまで大型好況を持続させたといつてよく、その過程で、すでにみた「神武景気」を超過する高成長が実現されることとなった。まさにその点から、「神武」をも上回るという意味で「岩戸」と命名されたわけであるが、その結果、この59-61年に掛けて、年率10%を超える実質GNPの膨張が示された——のはすでに周知のことであろう。

このような「背景」をうけて、ついで(B)この「岩戸景気」の「内容」へ進むと、何よりも、この高成長が「民間設備投資」主導型であった点が重要であろう。そして、そのうえでもう一步その内実へメスを入れると、例えば以下の3点が特に注目し値すると考えられる。すなわち、(I)まず第1はその「特徴」であって、この高成長をリードしたのは、「機械・鉄鋼・化学・自動車・家電」などの「重化学工業」および「新産業」部門での「設備投資急増」であった。したがって、この「岩戸景気」が、「技術革新」的な「近代化投資」を通じた、「産業構造高度化=重化学工業化の推進」を基盤とする点で、一面では、「神武景気」と同型なその存立基盤に立脚している——というその基本構造はなお否定できない。

しかし他面、(II)「神武景気」からの「発展性」も決して軽視されてはなるまい。というのも、「神武景気」局面では、なお鉄鋼業や石油コンビナートなどの一部産業に限定されていた「新工場建設」が、この「岩戸景気」局面になると他産業へと大きく波及していったからに他ならない。まさにその側面こそがこの「岩戸景気」の「新基軸」であったといつてよく、だからこそ、この「岩戸景気」の規模がヨリ一層大きくなったわけであろう。

そうであれば結局、(III)その「意義」はこう集約可能ではないか。すなわち、「岩戸景気」は、一面ではまず、「神武景気」段階の、技術革新的「近代化投資」に基本的に立脚しつつも、他面ではさらに、それを、「投資が投資を呼ぶ」という「投資の全面的波及・拡大過程」として実現していったのだ——と。まさにこの「二面性」にこそ着目しておきたい。

しかし景気拡大が永続するはずがない以上、この「岩戸景気」にもやがて(C)その「帰結」が訪れる。そこでまず(I)その「契機」が注目されるが、「岩戸景気」の進行過程とともに59年5-6月ころから変調が表面化してくる。つまり、例えば、景気拡大による企業の資金需要増加に起因して銀行貸出の増勢が強まったため、日銀は、7月ころから「窓口規制」を通じて貸出抑制にそのスタンスを転じ始めた。まさにそれを契機として「引き締め基調」が濃厚となり、その後は、9月に、57年に導入された「預金準備制度」に初めて「準備率」が設定された他、12月には公定歩合の引き上げもが実施されていく。こうして、景気過熱防止のための「『予防的』景気調整策」が発動されたといつてよく、そこから景気転換に直面する。

ここでこの予防策の(II)「効果」だが、この「景気調整策」によって確かに「景気の過熱」は阻止された。換言すれば、景気過熱化が爆発することなしにむしろ景気上昇が継続したのであり、まさにそれこそが、次の景気上昇の出発点をもなした。やや具体的にいえば、60年には為替自由化による短期外資の大量流入が始まるが、その結果、61-62年の短期資本取引は9億ドルもの黒字を記録したから、それが「国際収支の天井」を高めて、この方向からも景気の押し上げが実現されていった。明らかに再度の「景気変調」に他なるまい。

こうして(III)「結末」に到達する。まさに皮肉なことに、「景気過熱予防」を目的にした「景気調整策」が、むしろ新たな投資拡張を誘導する結果となり、それによって、61年に入ると国際収支は急速な悪化に転じる。そしてここからこそ、「本格的」な「引き締め政策」が発動されていくのであり、それによって、この「岩戸景気」はその幕を閉じたと結論されてよい。

最後に3つ目として(IV)「転型期」(62-65年)が重要である。周知の通り、1962年から65年に至る局面は、それまでの「神武—岩戸景気」と続いた景気過程とはその内容を異にしており、一括して通常「転型期」と称されている。そしてこの「転型期」も単色ではなく、「62年不況—オリンピック景気—65年不況」という3局面から構成されるが、最初に(A)「62年不況」から入っていこう。そこでまず(I)その「契機」が注目されるが、それは何よりも61-62年に生じた経常収支の急激な赤字転換であった。つまり、60年には143百万ドルの黒字だったものが61年には実に982百万ドルもの赤字へと急転化(総合収支、60年

=105→61年=△952)したのであって、その結果、この国際収支の逆調化が、金融引締めを当然の如くに発現させていく。例えば、年度半ばには、61年5月=「窓口規制」強化→7月=公定歩合引き上げ→9月=「輸入担保率」引き上げ、という一連の引き締めプロセスが進行したし、さらにそれに加えて、9月末には、「公定歩合再引き上げ」・「預金準備率引き上げ」・「高率適用制度強化」などが目押しに実施をみた。結局、全体的には「本格的な引き締め政策」こそが現出したとみてよく、こうして「62年不況」の発生が現実化しよう。

ついで(II)その「実態」へ進むと、特徴的なのは、この「引き締め」による景気下落がかならずしも決定的ではなかった——点に他ならない。というのも、この景気調整策発動によって、一面では、在庫投資は確かにすばやく減少に転じたものの、しかし他面、「工業生産指数」(60年=100)は上昇を継続した(61年=124.6→63年=151.2)し、「設備投資」(10億円)も決して減少には向かわなかった(60年=1260→61年=1599→62年=1439)——からであって、「生産—投資」はなお増加を遂げた。その意味で、景気転換はマイルドに進行したと判断可能だが、しかしそれでも61年12月を画期として景気は下降に転じていく。

したがって以上を前提にすれば、(III)その「帰結」としては以下の3点が直ちに浮上してくる。すなわち、①「不況のマイルド性」——「鉱工業生産・設備投資・雇用」面での「落ち込み」が緩やかだったこと、②「輸出増加の回復寄与性」——「経常収支回復=国際収支均衡化」に果たした「輸出増加」の役割が大きかったこと、③「不況の短期性」——急速な国際収支改善によって約10ヵ月という短期間のうちに景気回復へ向かったこと、これである。こうして、62年10月には早くも引き締めが解除されて景気上昇へと転換していく。

この結果、62年10月から64年10月にかけて(B)「オリンピック景気」が出現する。そこで最初は(I)その「背景」だが、この景気上昇を可能にした契機は何よりも数次に互る「金融緩和」にこそ求められてよい。すなわち、62年不況脱却を目指して数回の公定歩合引き下げが実施されたのであり、63年にはついに5.84%という高度成長以前の低水準にまで到達するに至った。そして、この「金融緩和策」が次に「銀行貸出増加→企業投資拡大→生産拡張」を誘導したから、そこから63年には「鉱工業生産」上昇と「企業売上高」好転とが生じて、「62年不況」はついで「オリンピック景気」へと接続していくこととなる。

そのうえで(II)その「実態」はどうか。このような方向からその特徴点を探ると、これまでの「神武一岩戸景気」とは質的に異なる、以下のような「特異点」に目を奪われざるを得ない。すなわち、①「民間設備投資の寄与度」に基づく「民間設備投資主導型・成長パターン」の変調、②電力・鉄鋼・機械などの投資拡大主導部門における投資額の停滞、③企業売上高増大とは乖離した「利益率回復の不調性」(好況感なき企業経営)、であって、明らかに、「景気パターンの変容」が指摘されるべきではないか。要するに、この「オリンピック景気」は、設備投資の本格的な盛り上がりを欠いた不安定なものであり、したがってその点で、そこでは決定的な好況は発現し得なかった——と整理される以外にはない。

そして最後は(III)「オリンピック景気」の「帰結」である。いまチェックした通り、好況の盛り上がりは決して大きくはなかったが、しかしそれでも、景気の進行はやがて国際収支の悪化に接続していった。実際、貿易自由化にも促進されて輸入の急増が進んだ他、それに貿易外収支赤字幅の増大もが加わったから、国際収支は急速にその悪化スピードを強めていく。そしてこの経過が、一連の「金融引締め措置」を不可避にした(63年12月預金準備率引き上げ・64年1月市中貸出増加抑制・3月公定歩合引き上げ)のは当然であった。しかしその場合に特徴的なのは、この引き締め策実施にもかかわらず鋳工業生産が容易には縮小しなかった点であって、むしろ逆に、以下のロジックこそが発現をみた。つまり、「輸入減少→貿易収支黒字化→国際収支改善→預金準備率引き下げ→公定歩合引き下げ」という経過が進んだから、結果的には、むしろ「引き締め解除」=生産拡大こそが現実化していく。

要するに、景気調整策が発動されても生産減退には直結しない——という、別面での「変調」が確認されてよいが、しかし、その「清算のツケ」は何よりも「65年不況」によってこそ払わされる。

そこで(C)「65年不況」である。まず(1)その「背景」が押さえられる必要があるが、皮肉なことに、「不況の激化」は、むしろ65年春における「金融引締め解除」の後にこそやってきた。つまり、目立たなかったとはいえ、64年前半に実施された景気調整策によって、経済過程の底流的基盤においては「供給過剰」が潜在化していた(在庫投資減・供給過剰感増・生産調整開始・鋳工業生産低



下)が<sup>5</sup>、この「供給過剰化」に対して、64年前半の「景気抑制政策」が<sup>6</sup>、65年春の「抑制解除」を契機にして初めてその「景気調整作用」を發揮した——という「異常な」過程が表面化したわけである。まさに「65年不況」の開始である。

そのうえで(II)その「実態」にまで進むと、全般的には、「戦後最大の不況」と呼ばれる程の「不況の深刻性」が広がった。そこでその「深刻性」のポイントを具体的に探ると、①「企業収益の急落」(総資本収益率65年=3.54%)②「負債増加—倒産激増」(負債額65年=5624億円,倒産件数6141件)③「設備投資純減」(65年=1525百億円),などが顕著だといってよく、ほぼ全領域を網羅して鋭い落ち込みが記録されていく。まさに不況の深刻性がよくわかろう。

以上を前提として、最後に(III)その「帰結」はどう集約可能であろうか。そこでその全体的帰結を総体的に整理すると、以下の3点に集約可能だと思われる。すなわち、まず第1点は①「生産調整—不況カルテル」の実施であって、「65年不況深刻性」の証左として、65年7-9月に粗鋼の1割減産が行われた他、多数の業種で「生産調整」が進行した。しかも、この不況への対処として「不況カルテル」(「独禁法」第24条適用)結成の大幅拡大が進行したのも象徴的であった。その意味では、まさに戦後最大の不況カルテル結成ブームだといってもよい。ついで第2点こそ②その「構造不況的性格」に他ならない。というのも、この不況は単なる短期的な「在庫循環」には還元できないからであり、例えば、「景気調整策発動における『タイミングと効果のズレ』」や「引き締め政策の国際収支改善への『作動問題』」・「景気変動に及ぼす政策実施作用の間接化」,などの「異常性」が目立った。その点で、「65年不況」が、日本資本主義のその「基調変化」を端的に表現している——のは一目瞭然であろう。

そのうえで第3点こそ③「転型期の意義」だといってよく、それは以下のように総括されてよい。すなわち、「65年不況」を帰着点とするこの「転型期」こそ、「民間設備投資主導型」の「第1次高度成長」が、——特に「労働力不足」という制約に直面して——自らの「限界」を暴露させて発現させた、「景気変動における1つの『踊り場』」だったのであり、換言すれば、「労働力不足」という制約に対応しつつ、「高度成長の再現」を図るための、その「調整過程」以外ではなかったのだ——と。まさに「転換」に他ならなかったわけである。

取り急ぎ第2に(b)「第2次成長期」の景気変動へと視角を転換していこう。

そこで、この第2次成長期・景気変動の「展開過程」を概観していくが、まず(イ)「65年不況からの回復」が最初の焦点をなす。このような方向性からすると、景気回復の第1要因は(A)何よりも「金融政策」だと判断してよく、65年前半から金融面での強力な景気挺入れ策が実施をみる。例えば、65年6月の公定歩合引き下げを皮切りとして、その後も、7月の「日銀窓口規制の解除」と「預金準備率の引き下げ」とが連続していった。こうして、景気刺激策のまず第1幕として金融緩和政策の本格的発動が一目瞭然だといつてよい。

しかしこの金融面からの刺激策だけで景気回復が可能になったわけではない。そのうえで、ついで第2要因として(B)「財政政策」の出動もが余儀なくされる。つまり、65年6・7月に「公共事業費および財投の支出促進措置」がとられたことに加えて、66年1月には赤字国債2500億円の発行が決定をみだし、さらに66年度予算も積極型・拡張型で編成されるに至って前年比17.9%増の大型予算に膨張した。まさにこれらの結果、景気に対する財政の役割が増大したのは当然であって、「政府支出寄与度」の高さこそが顕著になっていく。そのうえで、さらにこの景気上昇を本格化させた第3要因としては(C)「輸出」も軽視できまい。というのも、生産が拡大経路に乗った例えば66年には、この年の11.7%増加のうち、「寄与度」としては輸出=3.6%、政府財貨サービス購入=2.7%となって、この両者で全体の過半を占めた——からに他ならない。こうして、まさに「財政・輸出」に主導されてこそ、65年不況は本格的な回復へと転換していく。続く「いざなぎ景気」の開始である。

そこで次に(ロ)「いざなぎ景気の展開」へと進もう。最初に(A)その「経過」だが、65年不況脱出の後、好況は70年7月に至るまで年率10%成長を超える息の長さを記録し、その好況持続期間は実に57ヵ月にも及んだ。しかし、「いざなぎ景気」と呼ばれたこの長期好況期間も決して単線過程で進行したわけではなく、「67年・69年」という2度の「景気調整局面」を免れていない。その点で、まさに景気変動局面としてこそこの「いざなぎ景気」は進行していく。

最初にまず(B)「67年調整局面」から入ると、その「契機」は、「いぜんとしてまだ」基本的には「国際収支赤字」に求められてよい。すなわち、66-67年局面で、輸出伸長停滞の下で輸入が急増したため貿易黒字幅の縮小が惹起されたが、それによって、すでに66年末から逆調化していた国際収支は67年に入ってきた

らに極度の悪化に陥った。まさにそれへの対処策としてこそ、9月以降に、数次の本格的な景気調整策が発動をみたのはいうまでもない。

したがって景気調整策発動の契機が「国際収支悪化」にあった点は確かに否定はできないが、しかしこの「67年調整局面」では、その後の経過が従来とは大きく異なっていた。というのも、68年には国際収支は急速に改善に向かい、そのために、67年9月から打ち出された景気引き締め策は、十分に浸透しないうちに68年夏には早くも緩和された——からに他ならない。その結果、軽微な景気調整に止まったのであるが、このような「変形」の原因が、日本経済における「国際収支黒字基調の定着化」にこそあったのはいわば自明であろう。

ついで(C)「69年調整局面」へ目を移すと、従来からの「特異性」は一層その顕著さを濃くする。すなわち、「67年調整」を乗り切って長期好況はさらに持続するが、それでもさすがに、69年夏以降になると景気過熱化の兆候が避け難くなっていく。それを受けて日銀は、以下のような「異例のコメント」を発して景気調整策に転じる。すなわち、「国際収支は黒字を続けているが、経済の急速な拡大に伴い、物価の高騰、金融機関の貸出の著増等、懸念すべき現象が現れており……この際景気の行き過ぎを未然に防止する措置を採る」(8月30日)という発表に他ならず、まさに「景気行き過ぎの予防措置」としてこそ、景気引き締めへの転換が果たされた——とあってよい。そしてその結果、例えば、公定歩合引き上げ・預金準備率引き上げ・対都銀資金ポジション強化などに着手されたのは当然であった。

その場合、この作用の、実体経済への浸透度の弱さが目立ったが、しかしこの「69年調整」においてそれ以上に特徴的だったのは、「黒字定着下での、景気過熱懸念を目的とした『予防的景気調整策』」だという点であって、その「特異性」は一目瞭然だというべきであろう。

そして最後は(H)「70年不況への転換」に他ならない。そこで最初に(A)その「契機」が問題となるが、いま指摘した通り、69年景気調整策の浸透はなお微弱だったものの、金融面からの引き締め効果はそれでも決して弱かったとはいえないから、さすがに70年春を迎えると景気の反転が目立ち始め、その結果、7月を分水嶺にして景気下降が現実化していく。こうしてさすがの「いざなぎ景気」もその幕を下ろした。ついで(B)その「特質」にまで立ち入ると、そこ

では「現象一本質」の「二面性」が否定できない。つまりまず一面では、この景気後退は、「国際収支黒字化」の下で、しかも企業利潤率がかならずしも悪化しない状況で、いわば「予防的なもの」として発現をみた。したがってその点で、資本蓄積次元ではその発現必然性に欠けるという「現象」が強い。しかし他面、もう一步立ち入ってみると、「資本費・人件費」の両コストがすでに増大を余儀なくされており、特に「対売上高人件費比率」は、すでに64-65年不況をさえ上回る水準にまで達していた。いうまでもなく「過剰蓄積」の現出以外ではないが、それが、「インフレ激化」と「国際収支黒字」とによって隠蔽されていたに過ぎない。まさに、「過剰投資」という「本質」のこのような「粉飾」が、「現象的」には、「予防的な『政策不況』」として発現していった——わけであろう。

こうして(c)「70年不況の総括」がこう提起されてよい。すなわち、それを「政策不況」とみるのは錯誤であり、むしろそれは、インフレ激化を回避しつつ成長をさらに持続させることの困難性を示す、まさしく「必然的」な、その「景気調整過程」以外ではなかったのだ——と。

以上のような具体的な「景気変動過程分析」を下敷きとして、最後に第3として、(c)「基礎構造に占める『景気変動の位置』」を全体的に総括しておきたい。いい換えれば、「高度成長の基礎構造」を「政治過程—生産・貿易・雇用—景気変動」の3側面からフォローしてきたが、これら3側面構造の中で「景気変動」は如何なる位置関係に立つのか——という点がその考察焦点をなすというてよい。そこでこの点の明瞭化のために、(イ)「政治過程」と「生産・貿易・雇用」との構造的位相を再確認しておけば、以下のようであった。

まず(A)「政治過程」だが、戦後再建期から高度成長期に掛けての「政治過程」を通して、一方では、再建期に展開した「統制体制」型「行政機構・政策体系」の「緩和・撤廃」が進められて、高度成長型政治システムに対する障害の除去が試行された。まさにその点で、高度成長型体制にとって不適合な「旧体制的＝統制型」政治・行政制度のいわば「強制的」排除にこそ、高度成長期・政治過程の「課題」があったと整理されてよいが、しかしそれだけではない。そのうえで、この不適合な制度の改変のうえに、さらに、高度成長に適合する「制度・機構・政策・システム」の構築が積極的に目指されたのであり、したがってその点からいえば、他方で、高度成長期・政治過程のヨリ能動的な「課題」

に関しては、高度成長に適合した政治体制の「権力的形成」こそが枢要だと思われる。こうして、「政治過程」としては、高度成長展開に適合した政治体制の積極的構築が目標とされたわけであり、まさに「高度成長システム」展開の、その「体制枠組形成」が実施されたのだと考えてよい。

次に(B)「生産・貿易・雇用」はどうか。しかし、これに関してはもはや論点は明瞭であって、周知の通り、これら3者は高度成長過程において未曾有の拡大を実現するが、その実現が、何よりもいま確認した「高度成長期・政治過程」にこそ支えられていたことに贅言の必要はあるまい。というのも、「高度成長期・政治過程」によってこそ高度経済成長展開の諸条件＝基本枠組が形成可能になったという関連にある以上、具体的には、この「生産・貿易・雇用」の高水準展開として現出した「高度成長経済」が、そのための枠組形成をもたらした「高度成長期・政治過程」をその根底的土台としていることは一目瞭然とみる他ないからである。要するに、「生産・貿易・雇用」は、「高度成長期・政治過程」という舞台上で現実的に展開された、その内実なわけであり、その点で、それは、まさに高度成長体制の基本的実体だと整理できよう。

そのうえで(C)「景気変動」が位置づく。すなわち、「政治過程」によって構築されたこの「生産・貿易・雇用」という経済過程は、最終的には、「景気変動運動過程」として現実化＝総括される以外にない——という総合的な位置関係が呈示される。具体的には、「神武—岩戸—転型期—65年不況—いざなぎ—69年景気調整」などとして発現した「高度成長期・景気変動」機構自体に他ならないが、まさにこの景気変動運動過程という機構を媒介としてこそ、「生産・貿易・雇用」として現出する高度経済成長の、その現実的進行過程が総括されると集約されてよい。その意味で、「政治過程」に立脚して進行する「生産・貿易・雇用」の、その最終的な現実的「総括過程」こそ、この「高度成長型・景気変動」そのものなのであった。

そうであれば、これら3者の以上のような特質をふまえると、結局(ロ)「景気変動の体系的な位置関係」は以下のように整理されてよいことになろう。つまり、「高度成長期・景気変動過程」こそ、史上稀にみる高水準の経済成長を記録した「高度成長経済」の具体的内容・条件・成果・特質・限界を、その最も現実的な次元において「総括」するまさしく「現実的機構」に他ならないのだ——

と。したがって、このように性格付けが可能であれば、そこからさらに、次のような方向性が直ちに帰結してくるのもいわば当然といってよい。つまり、「高度成長体制」において「景気変動機構」が有する、このような「総括的機能」を的確に重視すれば、「高度成長型・日本現代資本主義」の体制組織化作用もまた、まさにこの点を軸点にしてこそ明確化されるべきこと、これであろう。ここからこそ最後の論点が導出されていく。

そこで最後に、(ハ)「高度成長期・景気変動の体系的意義」が以下のようにまとめられねばならない。すなわち、「高度成長期・景気変動」は、政府の財政・金融政策に立脚して進行した、「自律的な景気循環型『自己調整機能』過程」そのものであったのであり、まさにその意味で、「現代資本主義型・内的コントロール形態」における、その中心基軸に他ならなかったのだ——と。

## II 組織化体系(I)——階級宥和策

[1] 労資関係 次に、以上のような「基礎構造」を土台として展開された、国家による「体制組織化作用」の現実的過程へと入っていこう。その場合、この「体制組織化」機能のまず第1は(2)「階級宥和策」に他ならないが、最初にその第1側面としては、いうまでもなく①「労資関係」<sup>4)</sup>が重要だといってよい。そこで第1に(a)「第1次成長期」を対象に設定していくと、まず1つ目として(イ)その「背景」が前提となるが、この背景を規定する環境としては、何よりも「高度成長の開始」という条件が基本になるであろう。すなわち、高度成長出発とともに進展をみる技術革新によって労働過程における作業内容は単純化し、それを実体的基盤として、いわば「カン」と「コツ」に依存する従来の熟練体系は分解化＝客観化を免れ得なくなる。まさに、機械化に対応したそのような労働体系の変容に立脚してこそ、労働過程編成は、資本の主導権下で「企業内教育訓練」として再編成されるのであって、その結果、労働者の熟練形成における労働者の自律性は、基本的には喪失を余儀なくされていく。

しかしそれだけではない。ついで、このような「労働者の自律性の喪失」は直ちに「労務管理体系」の変質へと接続していくといわざるを得ない。つまり具体的には、従来の、旧型の職長・組長による、作業指揮・監督機能・管理

機能が後退し、それに代わって、流れ作業と大量生産方式に適合した、「管理機能の管理部門への集中強化」・「現場管理組織の編成替え」・「新型役付工＝作業長制度の導入」などが進んだのであり、その帰結として、旧来の職長・組長を軸とする「自律的職場集団」が解体に追い込まれつつ、労働過程は「資本の『聖域』」として確立をみるに至った。まさに、現代的な、「資本主導型・労務体系」の強化だといってよい。

要するに、第1次成長期・労資関係におけるその基本的「背景」としては、まさに高度成長に対応した、資本主導権下での「労資関係再編」動向が明瞭に進行した——と整理できよう。

ついで2つ目として、以上のような環境の中で繰り広げられた、(ロ)「職場闘争の展開」はどう把握可能だろうか。いうまでもなく、すでに指摘した、労働者の自律的組織に対する資本の解体攻撃に対して、労働者集団が対抗運動を展開したのは当然であった。すなわち、労働者側は、「職場集団の自律性」を土台として、作業量・作業方法・要因配置などに関わる「労働のあり方」を自ら規制することを通して、職場組織を自らのコントロール下に置きつつ強化する——という闘争に取り組んだ。その点で、自らが労働するその「生産点」において資本に対抗していくという意味で、まさに「職場闘争」というべき闘争が進められたと考えてよい。そして、この「職場闘争」の展開を基盤にしてこそ、総評も55年には「組織綱領草案」を策定したのであり、それを通して、「労働組合の企業主義的体質を克服するためには『職場闘争』を労働運動の基調にすえるべきだ」という主張を強めた。

このようにフォローしてくると、1950年代後半からの「第1次成長期・労資関係」は、一方での、「生産点」の「高度成長型・効率的」再編を指向する「資本の労務管理政策」と、他方での、「生産点」の「自律的規制」を目指す「労働者の職場闘争」とが、併存・対立・拮抗した、まさに流動的局面だったと体系化されてよい。その点で、階級闘争の対抗的発現と理解できるが、それは、60年代に入ると、——後に詳述するが——三池争議の労働者側敗北によって決着をみ、それを分水嶺にして「日本的労資関係の『成立』」こそが帰結していく。

そこで(ハ)「日本的労資関係の成立」へ視点を移そう。後に立ち入って関説する通り、「総資本—総労働」のいわば「全面対決」と称される「三池闘争」(59-

60年)における労働側敗北こそが「日本的労資関係成立」の重要モメントをなすと思われるが、その場合、最初にまず押さえておく必要があるのは、(A)その「定義」であろう。そして周知の如く、通説的には、「年功序列賃金・終身雇用・企業別組合」のトリアーデ＝「三種の神器」によってそれは定義づけられるが、しかし、例えば、特に最初の2つは必ずしも日本固有なものとはいえず、資本主義発展の「時間的後発性」によって規定される、むしろ「段階論的处理」に委ねられるべきものだ——という異論も決して少なくはない。したがって、「日本的労資関係」の本質をヨリ体系的に把握するためには、この「三種の神器」論からさらにもう一步深く立ち入って、「労働過程次元での『労資関係統合作用』」にこそ着目すべきだと思われる。

そこで次に、その点を一層明瞭にするために、高度成長経済が本格的に展開していく60-64年段階における、(B)現実的な「労資関係展開」をやや具体的に追っていくことにしよう。後に立ち入って指摘するように、三池争議は労働者側の敗北に終わるが、その結果、組合規制力は決定的に弱体化したから、そこからは、次の2つの新事態が招来せざるを得なかった。つまりまず1つは労働運動路線面での変化であって、この労働側規制機能の低下に制約されて、「協調的企業組合路線」の浸透度が強まっていく。換言すれば、職場を足場とする「企業意識への抵抗」が目立って衰弱化することに他ならないが、それが、組合運動路線を巡る闘いにおいては、「協調型組合」への変質を許すという形で進行していった。そしてそれが、もう1つには、労働争議の著しい減少となって表われるのは当然であろう。いうまでもなく、「労働側規制力の衰弱化→争議展開能力の喪失」という論理が貫かれるからであるが、この結果、これ以降、少なくとも基幹的重化学工業部門の大企業における労働争議はほぼ消滅した——のは周知のことだと思われる。まずこの底流が基本前提をなす。

しかも、このような「底流的動向」が、ナショナル・センターとしての総評によって追認されてしまう。すなわち、総評は62年に「組織方針案」を提起するが、その中では、むしろ現状を肯定しながら、生産点における個別具体的な「職場闘争」は、労働組織全体に関わる、労働組合のいわば「統一機能」に従属し服すべきだ——という考えこそが強調されるに至る。こうして、「生産点—職場」活動にこそ立脚して労働組合を強化すべきだという、これまでの



闘争理念が大きく後退して、「日本的労資関係」成立の基盤形成こそが進む。

まさにこのような進行過程の帰着点こそ、64年の「IMF・JC」(国際金属労連日本協議会)と「同盟」(全日本労働総同盟)の結成に他なるまい。というのも、これらこそ「協調的企業別組合の連合体」以外ではないからであって、「協調主義的労働組合路線」が1つの体系的組織体として運動を開始していく、その出発点が画されたといつてよい。しかもその中で、ほぼ60年前後において「団体交渉制の労資協議制」への移行も定着をみるから、高度成長期の本格化に伴って、「労資関係の変質」=「日本的労資関係の成立」がその歩みを強めていく。

このような「労資関係の変容プロセス」を前提にしてこそ、ようやく(C)「日本的労資関係」の「枢要点」が以下のように集約可能となろう。その際、ここまで具体的に指摘してきた通り、その「枢要点」の焦点は3つに整理可能であって、それは、①「団体交渉制度の労資協議制への解消化」②「基幹的大企業におけるストライキ権の『放棄』」③「企業成果分の妥協的分配交渉」、という特徴的相互関係に他ならない。やや総合的に図式化すれば、労資双方は、職場規制力を欠落させた個別的企業組合システムに立脚しつつ、「交渉権・スト権=労働基本権」の行使を自粛して「協議体制」を構築し、まさにその下で、「『生産点』においては『対立』せずに『一致』して共同し、『分配面』でのみ成果分割を巡って『対立』する」という構図を描く——と体系化可能であり、結局それは、「労働基本権の実質的空洞化とそれに立脚してこそ存立する企業別協調的組合とを土台にした、まさに企業内型協調的労資関係」に他ならない、とこそ総括されてよい。この3つの内実特に注目しておきたい。

取り急ぎ、第2に(b)「第2次成長期」の労資関係へとその視角を転じよう。そこでまず(イ)その「背景」から入ると、第2次成長期における、企業による労働者包摂深化の必然性拡大こそが、何よりも(A)そのポイントをなす。すなわち、1950年代後半からの第1次成長期を通じて民間大企業の大型設備投資が進展したが、それは、「設備投資拡大→生産性上昇→コスト削減」を媒介にして「競争力強化→経常黒字増加→経済大国化」の実現を可能にした。しかし、一方で、「転型期」において顕著となった「労働力不足=過剰資本化」を克服しながら、他方では、さらにこの「経済大国」状況を「第2次成長」として維持・拡大させていくためには、生産過程=職場における不断の合理化推進が不可

避とってよいかぎり、この第2次成長期において、「労資関係の再編強化」が進んでいくのは当然であった。換言すれば、企業が、労働者間に競争を積極的に導入することによって労働者包摂を実質的に強め、そしてそれを通して、労働者が企業論理に対抗するための母体である「職場世界」の破壊を目指したわけであり、その帰結としてこそ、企業論理による「職場世界」の包摂＝統合が試行されていくとあってよい。まさに、「企業社会」形成に立脚した、いわゆる「能力主義管理」に他ならないが、その基盤に、「第2次成長」の特殊性があった点はすでに自明であろう。

そこで、この「能力主義管理」に対する(B)「資本側からの提起」に移ると、その契機をなしたのは、66年10月の「日経連・合理化宣言」とその2年後の「最終報告」とであった。つまりこの「報告」では、「労働力不足・資本の自由化・技術革新による労働内容の変化」という3つの環境変化に基づいて、「国際競争力強化のための『生産性向上・コストダウン』の不可避性」が強く打ち出されたが、まさにその決定的条件としてこそ、「IE技法の導入」とともに「能力主義管理」の必要性が主張されたわけである。やや具体的に立ち入ると、一方でまず前提的には、「恩情的処遇の払拭」と「年功制の不適合性」とが指摘されたうえで、ついで他方でより積極的には、従来の年次別・属人的な「集合管理」から能力別の「個人管理」への転換が提唱された——と考えるよい。まさに、労務管理システムにおける新展開の始動である。

そのうえで(C)この「能力主義管理」のエッセンスはどこに求められるだろうか。その場合、その基軸は何よりも「企業統合」の徹底化にこそあると判断できるが、それは現実的には、「職務遂行能力」に立脚した、配置管理・昇進管理・賃金管理の浸透化としてこそ現出しよう。つまり、企業が設定した基準を根拠にして個々の労働者の職務遂行実績や企業貢献度の高さを査定し、まさにその結果に基づいて、配置・昇進・賃金を決定していく——という方式に他ならないが、これを客観的土台として、企業の対労働者管理は決定的に強化されていく。なぜなら、このようなシステムによって、労働者はいわば「アトム化」されて互いに競争・対立関係に立ち、したがって労働者としての連帯関係を喪失するからであり、その結果、地位と賃金上昇を目指して、企業利益の網の目に吸収・支配されていかざるを得まい。こうして、「能力主義

管理」の貫徹は、まさに「企業統合」の深化として進行していくとみるべきであり、そこにこそ、「能力主義管理」のそのエッセンスが確認できるといえよう。

そのうえで、この「能力主義管理」を具体的に補強する手段として決定的に重要なのは、(ロ)労働者小集団を基礎にした「自主管理運動」だといつてよい。いうまでもなく周知の「QCサークル・ZD運動」などであって、それは、まず一面では、技術革新が派生させる、労働の専門化・細分化・単調化・疎外化などを克服して、能率低下の防止を目指す<sup>3</sup>とされるが、しかしそれだけではない。そのうえで他面では、進行しつつある「能力主義・実績主義」によって惹起される「集団意識の崩壊」をカバーし、まさにそれを通じて、「労資関係の悪化＝動揺」と「労働モラル低下」との補完こそが追及されたと考えられる。まさに「企業への忠誠心＝自発性」を「外部から」強制したわけだが、これこそ、「能力主義・実績主義」を支えながら労働者個人の「自発的競争意欲」を駆り立てる、そのいわば「新型・企業統合方式」であることは一目瞭然ではないか。こうして、第1次成長期からさらに深化した、第2次高度成長期に固有な、「新たな企業統合システム」の、その形成・定着が明確にみて取れよう。

以上を前提にして、最後に(ハ)「能力主義管理」の「現実的展開」をやや具体的に集約しておかねばならない。その場合、このような新システム導入の先駆けをなしたのは、何よりも鉄鋼大手であった。まず(A)その第1典型ケースは最大手の八幡製鉄に他ならず、1964年に早くもQCサークルを採用したのを皮切りとして、それ以降は、65年に職場委員会を設けつつ66年からはZD運動もがスタートしている。以上のプロセスを経て、自律的職場集団の解体が進行しつつ、まさにその空白を埋める形で、QCサークル→ZD運動の始動が図られていく図式が明瞭だが、さらにそれを条件としてこそ、67年からは、このような職掌制度に見合う賃金体系としての「職能給制度」もが採用されていった。こうして、労務管理システムの変更に<sup>4</sup>対応しながら、賃金システムもその変容を余儀なくされたわけであり、その帰結として、「生活給体系」の「能力給体系」への転換が<sup>5</sup>、まさしく見事に確認可能ではないか。

ついで(B)第2ケースとしては日本鋼管の例が興味深い。その嚆矢をなしたのが、66年福山製鉄所稼動とともに実施された「能力主義管理」の進行であるが<sup>6</sup>、その特徴点として指摘されてよいのは、以下の3論点だと思われる。す

なわち、まず第1は「工・職身分の廃止」であって、全従業員を「社員」としたうえで、職務遂行能力を基準として「公平な処遇と昇進管理」とに立脚した社員制度の実施が試行された。もちろん下請労働者はこのシステムからは排除されたが、本社員に関する限り、それによって、一定の「一体感＝企業忠誠心」が刺激を受けたのは当然であろう。ついで第2は「職務給の職能給化」に他ならない。換言すれば、各種の職務資格のなかにさらに新たな「職級」＝レンジ(range)を設定したわけであり、同じ職務であっても能力の伸長に応じて、「職級」に従って昇進することが可能とされる。まさにこれを通して、「能力主義管理」が徹底化するとともに、労働者への「擬似的・勤労意欲」が強化されたのはいうまでもない。そのうえで第3は「中期整員計画」であり、これによって、人員削減の「合理的基準」が基本的に策定をみる。やや具体的に指摘すれば、標準作業時間を基準として「要員算定」を行いつつまず全社的な要員見直しを実施し、ついで、要員の削減が在籍労働者の賃金上昇へと反映する賃金体系が組み立てられた。要するに、「人員削減－賃金上昇」がセットになった、巧妙な「労働者管理システム」が作動していったわけである。

以上のような検討を下敷きにして、最後に第3として(c)「高度成長期・労資関係」を集約的に概括しておきたい。そこでここまで具体的にフォローしてきた論理を総括すると、以下の3論点を取り分け強調に値する。すなわち、最初に第1論点は(イ)「高度成長期－労資関係」の内在的関連であるが、これについては、まず一面では、高度成長が派生させた「労働力不足・技術革新・対外競争力要請・労働争議消滅」などの諸要因が、「高度成長期型・労資関係形成」を促進した——という規定関係が明瞭といってよい。まさにその意味で、「高度成長→労資関係」という方向性が当然の如くに検出可能だが、しかしそれだけではない。ついで他面では、むしろ反対に、「労資関係→高度成長」というベクトルも同様に明瞭であって、安定的な高度成長期型・労資関係に枠組み付けられてこそ、高度成長が進行可能になった点にも否定の余地はあり得まい。したがって、「高度成長－労資関係」はいわば「相互規定的」に作用し合ったといってよく、その内在的関連は見事に自明だと結論できよう。

次に第2論点として、(ロ)この「高度成長期型・労資関係」の「特質把握」が重要であるが、それを一言で表現すれば、いわゆる「日本的労資関係の成立」

とこそ整理できる。そして、そこに含有される側面はかなり多面的だが、それが少なくとも、「労働基本権の空洞化・企業別協調組合への立脚・企業内型協調的労資関係」の3つをその枢要点にしている点に関しては、大きな異論はあり得まい。まさにその意味で、高度成長期にはこのような「協調的＝非労働者世界的」労資関係の形成をみたのであり、それが高成長を実現していった。

そうであれば最後に第3論点として、(ハ)「高度成長期・労資関係」の「本質」は結局以下のように総括可能ではないか。すなわち、このような「高度成長期・労資関係」において、一方での労働争議の決定的不燃化を基本環境にしなから、他方で「企業内協調的労資関係」の確立が進行したのであるから、まず「企業内部」において、「資本による労働者統合化」が高度水準において確立・進展をみた整理できる。しかもその場合に決定的なことは、国家が、企業内部でのこのような「資本による労働者統合」をむしろ「是認」しつつ、——より積極的にいえば——それに依存して「国家による労働者統合」を「間接的に」実現・遂行していることに他ならず、そこにこそ「国家の組織化作用」の基軸があろう。

その構図をもう一步立ち入って示せば、「現代的労働者統合」の一般的担い手はいうまでもなく国家以外にはないが、しかし、日本の場合は、「企業主義」的特質が極度に強いため、その「直接的担い手」は、むしろ企業にこそ委ねられている。それに対して国家は、「労働者統合機能」の、企業へのこのような委譲を前提にして政治過程を展開していくのであり、要するに、このようなむしろ「間接的」な形式を媒介してこそ、最終的には、その特殊な「労働者統合」を維持・確保しているのだ——と整理されてよい。したがって、つづめて言えば、「国家→企業→労働者」というベクトルにおいてこそ「国家の労働者統合」が機能したと図式化されてよく、その意味で、このような「特殊・間接方式」にこそ高度成長期・労資関係のその目立った特殊性が点検できるが、そうであれば最終的に、高度成長期・労資関係が、「階級宥和策」の、その不可欠な経路であったことも、もはや明白だというべきではないか。

[2]労働運動 そのうえで、「階級宥和策」の第2側面としては②「労働運動」<sup>5)</sup>がいうまでもなく重要である。そこで第1に(a)「第1次成長期」から入っていくと、まず1つ目として、この局面での労働運動展開として何よりも重要なのはいうまでもなく(イ)「春闘の発足」であろう。そこでまず(A)その「背

景」だが、周知の通り、その契機は54年暮れにおける「賃上げ共闘」の結成にあった。つまり、ここで、合化・炭労・私鉄・電産・紙パという総評加盟の5単産が55年春に向けて賃上げ共闘を組織したことを出発点にしており、この年にはさらに全国金属・化学同盟・電機労連もが加わって、春闘参加組合員数は約73万人に上った。その後も、公労協系組合(56年)、鉄鋼労連・全造船(59年)などが加わったし、また60年代に入ると、総評・中立労連によるナショナル・センター型の「春闘共闘会議」もが結成されて、その勢力を大いに強めたといつてよい。その結果、高度成長最盛期の65年には、春闘参加組合員=635万人、組織労働者数=全体の63%にも達したから、この第1次高度成長期には、ほぼ全産業の主要労組が「春闘運動」へと広く結集するに至った。

ついで、では(B)その「効果」はどう把握可能であろうか。その場合、この高度成長期には、労働市場が売り手市場化していたとともに、企業の賃金支払能力が高かったのは当然だった以上、春闘を通じた賃上げ実績はかなり高かった。したがって、春闘戦術は一応の成功を取めたといつてよいが、ここでは、次のような、一定の「戦術パターン」が効果を発揮したように思われる。すなわち、経営条件・賃金支払能力が良く、しかもストライキの影響を最も強く受けるような企業がまず闘争展開—妥結を実現し、これに合わせて、他の企業も賃上げを勝ち取る——というパターンに他ならないが、このような独特な闘争戦術によってこそ、賃上げ範囲の広範化とその水準の平準化とが広く浸透していくことになった。

そのうえで最後に、(C)その「意義」を整理したいが、この「春闘体制の効果性」が、まず一面では、高成長による企業超過利潤の一部を組織労働者がいわば実力を行使して「取り戻す」行動を意味する——点が否定できない。言い換えれば、企業獲得の超過利潤に対する「再配分」関係以外ではなく、その意味では、「労資間階級闘争」の「経済的側面」であることには十分な注意が必要であろう。これが春闘の「第1意義」だが、しかしそれだけではない。ついで「第2意義」としては、このような春闘の成功は、労働運動における、「政治闘争の放棄」と「協調的労資関係」との帰結である点も忘れてはならず、結局それは、「労働運動の企業主義化=体制内化」の顕著な一断面になっている。したがって総じていえば、「春闘型賃上げ闘争の成功」とは、「資本—労働間の『パイ配

分競争』における一定の「勝利」の別表現と理解すべきなのであって、その意味で、「労働運動の『経済闘争』への封じ込め」確立化が一目瞭然というべきであろう。まさしく、「春闘の意義」に関するその「二面性」が無視できない。

そのうえで、この第1次成長期における労働運動の性格に決定的な作用を与えたのは、周知の(ロ)「三池争議」であろう。そこでまず(A)その「背景」から押さえていくと、その発端は、1959年12月の1278名にも及ぶ指名解雇にあった。そしてその背後には、石炭から石油への急激なエネルギー転換政策があったが、これに対して、組合側は総力を挙げて解雇反対闘争に立ち上がり、「三池争議」が勃発をみる。ついで、(B)その「具体的展開」に目を移すと、まず59年8月に三井鉱山は、三池ほか5山の炭鉱に対して総計4580名の解雇を盛り込んだ合理化案を提示した。しかしその重点は、職場闘争が最も盛んであった三池に対してこそ「狙い撃ち」的に向けられたから、組合側の反発と反撃が巨大化しつつ争議は深刻化の度合いを加えた。さらにそれは、全国的規模を巻き込んで「総資本—総労働」型対立にまで発展する以外にはなく、その結果、深刻化・全国化・長期化の様相を呈していった。

しかし(C)その「結果」は悲惨なものというしかなく、結局、60年に労働側の敗北に終わる。その敗北原因は決して単純ではないが、総資本の攻撃による労働側の分裂が決定的だったといつてよく、それを巡って、大きな禍根と路線上の教訓とが残った。その結果、60年8月には中央労働委員会の斡旋が行われて解雇の「受諾」が進み、三池争議は最終的に敗北を余儀なくされる。そしてこの「敗北」を分水嶺にしてこそ労働運動の「新潮流」が噴出していくのである。

以上の経過をふまえて、特に(ハ)三池争議の「意義」を集約すれば以下のようであろう。すなわち、すでに指摘したように、三池炭鉱が「職場闘争」の拠点であった以上、資本の三池への攻撃は極めて激しいものであった。そしてまさにそうであるからこそ、労働者側の、この敗北のダメージは極度に大きいとする以外にはなく、反対からいえば、この三池争議敗北による「職場闘争の最終的解体」は、資本にとっては、資本による職場支配のまさに完成を意味したとも意義付けできる。換言すれば、この三池争議敗北こそ「能力主義的管理体制」構築の基本的条件だったのであり、まさにここからこそ、「協調主義的企業内労資関係」の定着と、その端的な表現である「経済主義的春闘の本格

化」とが顕著になっていくのだ——と総括可能なのである。

次に取り急ぎ、第2に(b)「第2次成長期」の労働運動へと目を移さねばならない。そこでまず(イ)その「背景」を押さえておくと、いま三池争議「敗北」を分水嶺として、労働運動を巡る状況は大きく変質を余儀なくされる。いうまでもなく、(少なくとも基幹的大企業にあっては)ストライキ実行を伴うような本格的争議の消滅に他ならないが、その要因は労資双方に内在していた。まず一面で(A)「労働側」においては、三池争議の敗北が労働戦線の闘争力を弱体化させつつ、逆に、全国的な労働組織としても「第2組合」潮流を強めたから、その結果、労働組合としての組織的争議展開能力が衰退に向かったのはいわば当然といってよい。この点が争議後退の第1原因だが、それだけではない。ついで他面で(B)「資本側」にも一定の要因があり、三池争議には辛うじて勝ったものの、この争議の過程で資本が蒙ったコストも尋常ではなく、例えば「生産停止・減産・設備非稼働化・収益低下・周辺費用激増」などという直接的なコスト負担の他、社会的信用度・評判の低下などという無形の間接的コスト負担も莫大であった。その意味で、三池争議は資本サイドにも決定的な「反省」を迫ったのであり、したがって、資本＝企業側からも、「争議回避」の指向性が明確に高まっていく。

まさにこれこそ争議後退の第2原因といってよいが、最後にこの両面はこう集約される。つまり総合的には、(C)三池争議を経験した「第2次成長期」では、まさに労資双方からして「争議回避」の必然性が貫徹したわけであり、その結果として、争議後退が続いた——のだと。

ついで、(ロ)その「展開」に移ると、以上のような「争議後退」は、むしろ「協調的労働戦線」の形成をこそ呼び起こしていった。すなわち、「争議後退」が、「能力主義管理」を自ら受容していく組織体制の構築へと必然的に帰結するのであり、労資関係の協調化が一層促進されざるを得ない。そこでその組織化プロセスを追うと、まず第1の画期は、(A)すでにふれた1964年5月の「IMF・JC」(国際金属労連日本協議会)に他ならず、それはまず、電機労連・造船総連・全国自動車・全機金の4単産によって結成をみた。その後、翌年2月にはさらに鉄鋼労連が臨時大会を開催して正式加盟を決めているが、この顔ぶれをみただけでも、このIMF・JCの目的が、日本の労働組合の基幹部分とIMF



との連携を強めつつ、開放経済体制に対応した「労資協調路線」を強力に推進しようとする点にあることは、一見して明瞭であろう。

そのうえで、次に第2の画期こそ(B)「全日本労働総同盟(同盟)」の成立(64年11月)に他なるまい。すなわち、この同盟には、民間大手を中心とする22単産、人数にして147万人が結集したが、その狙いは、何よりも総評に対抗しつつ、一括した国際自由労連への加盟にこそあった。そしてそれを通じて、生産性向上運動・産業民主主義を進めて「福祉国家」の建設を目指す点にこそ、その力点が置かれたのである。まさしく、そこに漂っている色彩は、「福祉国家論」に隠蔽された、古めかしい「労資協調イデオロギー」以外ではあるまい。

そこで、このIMF・JCと同盟の(C)「成立意義」は結局こう整理可能であろう。すなわち、主流としての総評が「労資対抗・労働の資本からの独立」を主張するのに対抗して、資本主義世界＝「自由主義」を前提にしながら「労資協調主義」を追及する路線の定着以外ではない——と。その点で、資本の自由化＝「開放体制」に直面して国際競争力強化に迫られた、まさに、「第2次成長期」・日本資本主義の要望に適合した路線、そのものであった。

最後に、このような「第2次成長期・労働運動」の(ハ)「帰結」を大きくくりでまとめておきたい。そこでまず第1論点は(A)何よりも「パイの論理」の貫徹・浸透であろう。つまり、それは、取り分け特に同盟・JC型春闘において際立ったが、ここでは、「パイ」＝企業利潤の増大が労働者「分け前」＝賃金の増大につながると「錯覚」し、その観念に立脚して、結局は、労資協調による生産性向上への協力が高賃金をもたらす——と想定されていった。その結果、従来の「生活保障の論理」と「平等主義」とは掘り崩され、それに代わって、「パイの論理」と「能力主義」とが浸透していかざるを得なかったのは自明であろう。

ついで第2論点として(B)「総評の変容」も軽視できない。というのも、総評路線にも「能力主義」を受容＝是認する基盤の形成が進んだからに他ならず、三池闘争敗北に起因した、職場闘争の挫折と反省を通して、総評の基本方針に対する揺さぶりが強まっていく。そしてまさにその結果として、従来の、「職場の民主化・資本管理機構への抵抗」という路線から、「合理化容認・合理化成果の還元」という、新たな路線への変容が進むのであり、同盟・JC路線によって総評も質的な影響を受けつつ、総評春闘理念の変質が目立っていった。

それと対応して、第3論点こそ(c)「組織内部系統の空洞化」だといってよい。すなわち、以上のような職場闘争の脆弱化は、必然的に、組合組織における「意思形成＝方針受容」というフィードバック系統に空洞化を招来させずには済まない、ということであって、具体的には、「労組の中央集権化」と「活動レベルの上部化」とを余儀なくさせた。言い換えれば、労資交渉の舞台が、「各職場→単組中央→単産中央→ナショナル・センター」へと引き上げられたのであり、その結果、各職場の権限縮小と「組合の官僚化」とが進行したといってよい。そして、まさにその帰結こそ、職場を立脚点とする労働者運動の衰退に他ならず、したがってそこから、「能力主義管理」浸透の受容条件が作られていってしまったこと——は一目瞭然であろう。要するに、職場組織における「企業主義論理」の貫徹が否定できないわけであろう。

以上のような考察をふまえて、最後に第3として(c)「高度成長期・労働運動」を総体的に集約しておこう。そう考えると、差し当たり以下の3論点には特別の考慮が払われるべきだと思われるが、まず第1論点は、何よりも(i)「労働運動闘争力の喪失」だといってよい。繰り返して指摘したように、三池闘争の敗北がその土台にあることは明瞭であって、その結果、同盟およびIMF・JC路線の台頭を許したとともに、「闘争の質」としても、「政治闘争の後退＝経済闘争の中心化」を招かざるを得なかった。したがって、総じて「労働運動の『体制内化』」進行が明白だというべきであろう。ついで第2論点としては、この「闘争力喪失—経済闘争化」が、必然的に「職場闘争からの離脱」を帰結させていった点が注目される。つまり、一方では、「パイの論理」を受容して春闘路線に傾斜しつつ、他方では、労組の中央集権化に制約されて職場内の意思形成系統が形骸化したから、職場が労働者運動の基軸たる位置を失って、職場を拠点にした、労働者の自発的団結・連帯・抵抗運動は極度に衰弱する他なかった。まさにその間隙を縫ってこそ、資本による「能力主義管理」化が可能になったのであって、全体として、「労働運動の職場規制力」は低下を続けた。

したがってこう理解してよければ、第3論点が、(ハ)その「全体的総括」として次のように整理可能になってこよう。すなわち、高度成長期の労働運動は、「政治闘争の放棄」を代償にして「パイ果実の配分化＝春闘型・経済闘争主義」路線を強めたが、それはまさに「労働運動の『体制内化』」以外ではなく、そ

れを通じて、国家による、「労働運動の組織統合化」が見事に実現・貫徹したとも論理化できる。言い換えれば、本来は「階級闘争としての政治闘争」以外ではない「労働運動」が、春闘を通じる、「パイの配分を巡る『経済取引関係』たる経済闘争」へと誘導・還元・統合されている——のに他ならないわけだから、その意味でここには、まさに、「階級宥和策」のその成功的モデルが、一点の曇りもなく現出していよう。したがって、高度成長期・労働運動は、まさしく「階級宥和策」のその明瞭な一形態に他なるまい。

[3]社会保障 そのうえで、「階級宥和策」の第3側面こそ③「社会保障」<sup>6)</sup>であろう。その場合、この高度成長期・社会保障として圧倒的に重要なのはいうまでもなく「国民皆保険」と「国民階年金」との体制的確立だとみてよいから、この2つを柱にして、高度成長期社会保障の展開を視野に収めておきたい。そこで第1に(a)「国民皆保険体制の確立」から入ると、最初に1つ目に(イ)「制定過程」を押さえておく必要があるが、(A)その前提として「前史」をも一瞥しておこう。さて、敗戦に伴う未曾有の社会的混乱によって医療保険の適用者数は激減し、その後もなかなか増加は実現せず、高度成長期を迎えた55年度にあっても、それは6109万人に止まっていてその普及率は68.1%に過ぎなかった。まさにこのような状況にあつてこそ、「現在疾病保険制度の適用を受けていない国民は約2900万人、総人口の約32%に及んでいるが、これらの疾病保険未適用者を、今後どのような形で保険の網の目に取り入れて行くか」ということは、最初の、そして最大の課題をなすものといってよい(56年度版『厚生白書』)、という政府方針も提起されたのであろう。まさにこのような背景の中で、(B)国民皆保険への道は57年度からその具体的スケジュールに入る。その場合、その契機となったのは政府管掌健康保険の赤字であつて、この赤字問題を切っ掛けとしてこそ、医療保険の根本的対策確立の試行が進められていくのである。具体的には、55年5月に、健康保険と船員保険の財政対策を審議するためのいわゆる「7人委員会」が設定され、その後10月には「7人委員会報告」がまとめられたが、しかし、この「報告書」を土台にして国会に上程された「健康保険法改正案」は、様々なトラブルと教育2法案による国会の混乱とによって審議未了に終わった。こうして、国民皆保険成立は一頓挫を余儀なくされたが、それはようやく(C)58年岸内閣によって実現に漕ぎ着ける。

もっともここでも国会審議は難航を重ねたが、健康保険法改正法案は58年12月の第31回通常国会に何とか上程されて成立をみ、その結果、新国民健康保険は、58年12月公布、59年1月施行という運びに至った。こうして、61年4月に国民皆保険体制がようやく発足していくといつてよい。

では、国民皆保険体制を実現した、(ロ)その「社会経済的要因」はどこに求められるのだろうか。結論的にいえば、それはいずれも、「高度成長の実現」という統一的要因に還元できるが、内容的に考えて区分すると、以下の3側面から説明が可能ないように思われる。そこでまず第1側面はいうまでもなく(A)その「実施能力」であって、経済成長の結果として手に入った「国民所得の増大」がその前提的な条件をなそう。つまり、この国民所得拡大が、まず一方で、国民一般の所得引き上げをもたらし、それによって、国民の「保険料支払」能力を大きく拡大させることになった。それに加えて、他方で、この国民所得増加が企業の掛け金積み立て余裕を大きくさせただけでなく、さらに国家財政の規模拡大と経費増加とを可能にしたのも当然だから、その方向からも、国民皆保険体制を強く支持したのだといえよう。

ついで、第2側面としては(B)「体制側からの意図」が否定できない。すなわち、進行しつつある高度成長をさらに持続化するためには、「後進部門の所得水準引き上げ＝購買力促進」・「社会保障を通じる所得の再配分」などが不可欠だとされつつ、そのための重要施策として「国民皆保険体制」の確立が望まれたといつてよい。こうして、国庫負担増加をもって国民皆保険を樹立するという、高度成長期型の基本路線がまさに経済官僚の手を通してこそ描かれたわけである。まさしくその「階級宥和」的本質が一目瞭然ではないか。そのうえで実態的にも、(C)「中小零細企業の劣悪な状況」がその第3側面を形作っていた。いうまでもなく、高度成長の本格化とともに非近代的産業部門での格差拡大が目立ってきており、特に中小企業部門での劣悪な条件によって、そこでの、生活保護層への転落危険性が憂慮された。まさに、このような医療保険からの排除が予想される社会層への体制的配慮としても、この国民皆保険制度は、体制的なその有効な作用発揮が要請されたのだ——と考えられる。

以上を前提に置いたうえで、最後に(ハ)この国民皆保険の「意義」にもふれておこう。しかし、ここまででフォローしてきたロジックを正当に評価すれ

ば、そのポイントは明確であって、その意義は、まず直接的には、高度成長に伴う就業構造の近代化・高度化が生み出した、医療保険などの社会保険の未適用者増大に対処する施策であった点は自明である。しかしそのうえで、その間接的狙いこそが重要だといってよく、むしろ体制側としては、この直接的効果を媒介項にして、さらに以下の2論点こそを追及していった。すなわち、第1は、この国民階級保険体制定着による生活安定は「購買力向上」と「労働力確保」とにつながるから、それを起点として、経済格差の圧縮・経済構造の歪み解消を図りつつ、高度成長の持続化をこそ展望したのだ——と考えられる。しかしそれだけでは止まらない。それに加えて、この国民皆保険による社会保険・未適用者の克服は社会的不安の軽減をもたらすから、それが、資本主義体制安定化に寄与するのはいうまでもなく、したがって、「階級宥和策」における、その発動手段を構成するのも当然であろう。その点で、まさに「階級宥和策」の一手段だったといってよい。

続いて第2は(b)「国民階級年金体制の創設」に他ならない。そこで最初に(イ)「制定過程」から入ると、まず(A)その「出発」は、59年4月の地方公共団体による「敬老年金」の発足を契機としている。すなわち、この時に、大分県・岩手県久慈市・埼玉県蕨町・福岡県若宮町など4団体が、高齢者を対象として「敬老年金」を独自に実施し始めたが、これに刺激を受けて、その制定が要望されていた「国民年金」制度が、単なる要望段階から実現を積極的に目指す段階へと進むことになった。こうして、石橋内閣によって、国民皆保険とともに国民年金の制定もがその重要施策の1つに取り上げられるに至ったのであり、この時点で、国民年金の創設はほぼ確定的なものになったといってよい。まさにこのような状況の中で58年5月には第28回総選挙が行われ、そこで国民年金創設が1つの公約にされたから、国民年金実現の可能性は一層高まった。それを受けて次に(B)その「成立」がくるが、総選挙を経て、国民健康保険の次の課題としてはこの国民年金がクローズアップされ、その後は、比較的スムーズな経過で制度制定へと向っていく。事実、59年4月には国民年金が早くも成立・公布に辿り着いたのであり、まさにこれに立脚して、まず「無醵出制国民年金」(福祉年金)が59年11月から施行(第1回年金支払は60年3月)された他、ついで61年4月には「醵出制国民年金」もが施行をみた。このような経過

の中で、「国民階年金」体制への進展が一目瞭然だといってよい。

しかしそこには(C)「限界」も明らかであって、例えば以下の4点は多方面から指摘され続けた。すなわち、①「制度の立て方の複合性」②「保険料の妥当性」③「年金給付の適格性」④「年金財政の困難性」、に他ならず、一見して、制度制定に関わるその未成熟性の影響が無視できまい。

こうして年金制度の制定は比較的順調に推移したが、しかし、(ロ)国民年金の「実施」は逆に円滑には進まなかった。そこでまず(A)その「背景」だが、プロセス難航の原因は何よりも「反対運動」の盛り上がり求められる。つまり、60年7月の適用者調査開始の時点で早くも「国民年金実施延期運動」に直面するが、この反対運動は社会党・民社党・総評を主軸にした強力なものであったから、国民年金実施は一時立ち往生を余儀なくされた。その場合、(B)その反対論拠が重要だが、それは一応以下の6点に整理できよう。つまり、①「齟齬期間」②「保険料」③「支給開始年齢」④「年金額」⑤「年金積立金運用」⑥「対インフレ措置」などに区分されてよいが、いずれも根本的なもので、名案はなかった。そこで、この反対運動に対する(C)「政府の対応」が焦点となってくる。みられる通り、これらの反対ポイントは極めてラジカルなものであり、しかもその主張は「国民年金の無期延長」を求めるものであったから、政府の対応スタンスは限られており、結局、「保険料の掛け捨て」問題などに一定の修正を加えるに止まった。こうして、様々な波乱を含んで国民年金は発足した。

そのうえで最後に、(ハ)「国民階年金成立の社会経済的要因」が抽出される必要がある。そこでその「要因」分析を試みると以下の3論点の重要性が浮上してくるが、まず第1論点は(A)その「性格」に関わろう。端的に言えば、この「国民年金の創設→国民階年金体制」のロジックは、先に検討した「国民健康保険改正→国民皆保険体制」の論理と「相似形」だということに他ならず、その両者には同質の社会経済的要因が作用している——と思われる。したがって、これら2制度の成立は、まさに高度成長型土台の上に並び立つ、いわば「双子の社会保障システム」だところそ性格づけ可能だといってよい。そうとすれば第2論点として、その共通要因の検出が注目されるが、そのうちのまず1つは(B)いわば「直接的要因」であって、具体的には、高度成長が生み出した「社会的歪み」に対する「緩和機能」であろう。すなわち、経済構造の「近代化」の推進過

程で噴出した所得格差への対処に他ならず、窮迫した状態に転落することを未然に防ぐ制度としての、その「予防的システム」機能がそれに相当する。国民階年金成立において、まずこの「要因」が直ちに明瞭であろう。

しかしそれだけではない。それを前提にしつつ、ついで2つには(c)さらに「間接的要因」としては、この所得格差への対処が、ヨリ体制的には、「消費購買力需要の創出」と「政治的不満の吸収・緩和」へも連結する点が一層重要だと考えられる。したがって、高度成長の持続を図りながら、まさにその過程で「体制安定化作用」を確保する政策以外ではないから、その意味で、この国民階年金制度がもつ、その射程の広さを見失っては決してなまぬまい。こうして、国民階年金体制は国民皆保険体制と歩調を合わせつつ、しかも同形の「直接—間接」型・成立要因を担って、まさしくこの高度成長期にこそその必然的展開を可能にしたわけである。

以上を視界に捉えたうえで、最後に第3に(c)「高度成長期・社会保障」を総体的に総括しておきたい。このように焦点を定めると、取り合えず以下の3点にこそ格別の力点が置かれるべきだと考えられる。すなわちまず第1論点としては、何よりも(i)「高度成長の歪み発生」が基本的に前提されねばならない。というのも、周知のように高度成長は、特に重化学工業を柱として、旺盛な民間設備投資拡大をこそその機動力にしていた以上、そこから食み出す、中小企業・零細企業・自営業・農業部門などは、全体的にみて「割を食う」立場に残存させられたからである。したがって、それら部門の生産性・所得・利潤・賃金などは一定の遅れを余儀なくされたから、基幹部門と周辺部門との間の所得格差は決して小さくはなかったといってよい。そして極端な場合には、その部門では、医療保険や老後扶養から滑り落ちる可能性も高かったわけであり、それへの対処は、「体制安定化」を目指す資本主義国家にとっては不可避のものになっていく。まさにそうだからこそ、高度成長期において、「国民皆保険・階年金体制」構築化の推進が果たされたのであり、したがって、「高度成長」が必然的に惹起させたこの「社会的『歪み』」の規定性は、著しく大きいと考えられよう。

しかしそれだけには止まらない。ついで第2論点としては(ロ)「高度成長の持続化条件」という視点が重要であろう。つまり、以上のような「社会問題の

発生」は、労働力・資源・環境問題などと並んで「高度成長のボトルネック」問題をなした以上、この「国民皆保険・階年金」制度創設は、高度成長をさらに持続させるためにも不可欠な施策だといえた。例えば、この施策を通した「所得維持→需要拡大→消費向上」によって、高度成長はさらに一層刺激可能になるからであって、その点で、高度成長に対する、その経済的効果は十分に大きい。

このように整理されてよければ、第3論点として(C)その「体系的意義」はこう集約できる。すなわち、「国民皆保険・階年金を中軸とする高度成長期・社会保障の進展は、生活安定・老後安定をアピールすることによって社会運動と階級闘争の体制内化を実現し、まさにそれを通してこそ、資本主義体制の安定化＝反革命化を試行した」——のだと。まさしく、現代日本資本主義国家による、明確な「階級宥和策の発現形態」だと規定する以外にはない。

### Ⅲ 組織化体系(Ⅱ) ——資本蓄積促進策

[1]金融政策 取り急ぎ、国家による「体制組織化」の第2機能をなす③「資本蓄積促進策」へと移ろう。最初にその第1側面こそ①「金融政策」<sup>7)</sup>に他ならないが、その場合の焦点は、いうまでもなく「有効需要創出に立脚した資本蓄積の拡大」にこそ求められてよい。そこでまず第1に、金融政策を通した有効需要創出のポイントは(a)「日銀信用」動向において浮上してこよう。このような立脚点から、まず1つ目に(イ)「日銀信用総額増減」(億円)をフォローすると、例えば以下のような軌跡が描かれる。すなわち、1955年＝△2304→58年＝△1792→61年＝8225→64年＝△817→67年＝7790→70年＝11444(第5表)という推移であるから、ここからは、極めて特徴的な日銀信用の輪郭が把握可能だといってよい。というのも、高度成長開始時点ではなお日銀信用のむしろ収縮が続くが、高度成長進展とともにその顕著な膨張が継続するから——に他ならない。その点で、「転型期—65年不況期」を例外とすれば、高度成長期の全般を通して、日銀信用は着実かつ持続的な増加を記録したとみてよく、したがって、この日銀信用膨張が、「有効需要創出→資本蓄積刺激」という方向から高度成長を外枠的に支えたのはまず一目瞭然であろう。これが、何よ



りも全体の大枠を構成していく。

そのうえで、この「日銀信用の総体的拡張」の内部にまで立ち入ると、まず「日銀信用残高」のうちの(ロ)「貸出」動向が問題となる。そこでこの「貸出残高」(億円)推移を追うと、次のようであった。例えば、273→4122→13321→13269→15806→24291(第5表)という数字が拾えるのであり、したがって、この図式の中に以下の3点が直ちに検出可能とってよい。すなわち、第1は日銀信用の大宗がこの「貸出」によって占められた点であって、高度成長期におけるオーバーローン体質が見事に確認できよう。ついで第2として、65年不況期を除けば、「貸出」の一直線の増大基調が十分に見て取れるから、高度成長を支えた「日銀貸出」効果の明瞭性が否定できまい。そして、そのうえで第3に「貸出」増加規模の激しさが特徴的だといってよく、その点にこそ、高度成長規模巨大性の、まさにその基本条件があった。

それに加えて、「日銀信用」のもう1つの主要構成部分をなす(ハ)「債券市中買入残高」はどうか。これはいわゆる「新金融調節方式」に立脚した「公開市場操作」に関わっているが、それが本格化した60年代以降の実績を検出すると、以下のような構図となる。すなわち、61年=1364→64年=4664→67年=16454→70年=28827(第5表)という数字が刻まれる以上、その増大テンポの激しさには目を奪われざるを得まい。いうまでもなく、「日銀信用」のメイン・ルートはなお「貸出」にあるとはしても、その量的規模ベースにおいては、オーバーローン解消を意図して発動されたこの「債券オペレーション」の意義は、極めて大きかったと結論できよう。こうして、高度成長期には、この「貸出・債券オペレーション」の両面を通じた「日銀信用」の拡張が進行し、それこそが「有効需要の拡大」を保障していったわけである。

では次に、この「日銀信用拡張」は(b)「銀行券」動向へとどのように反映したのだろうか。なぜなら、有効需要の「現実的伸縮運動」は——日銀信用を全体的土台としながら——具体的には「日銀券発行」地点においてこそ発現をみるという作用関係が枢要だからであるが、この「銀行券」動向(億円)は以下のような運動過程を辿った。すなわち、440→677→2171→2475→4618→6490(第5表)という図式であって、その膨張スピードには驚かされる以外にはない。事実、「転型期—65年不況」局面でもその拡張は止まらなかつた程であり、例

第5表 資金需給実績推移 (単位：億円)

| 年度   | 銀行券   | 財政資金   | 日銀信用   | その他    | 日銀信用残高 |        |
|------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
|      |       |        |        |        | 貸出     | 債券市中買入 |
| 1949 | △12   | △848   | 826    | 10     | 1,088  | —      |
| 50   | 850   | 311    | 517    | 22     | 1,279  | —      |
| 51   | 613   | △354   | 1,059  | △92    | 2,278  | —      |
| 52   | 584   | △24    | 635    | △27    | 2,912  | —      |
| 53   | 186   | △949   | 1,264  | △129   | 4,172  | —      |
| 54   | △39   | 1,902  | △1,652 | △289   | 2,521  | —      |
| 55   | 440   | 2,827  | △2,304 | △83    | 273    | —      |
| 56   | 915   | △1,586 | 2,525  | △24    | 2,763  | —      |
| 57   | 225   | △2,555 | 3,135  | △355   | 5,881  | —      |
| 58   | 677   | 2,598  | △1,792 | △129   | 4,122  | —      |
| 59   | 1,203 | 1,438  | 166    | △401   | 4,256  | —      |
| 60   | 2,003 | 51     | 2,206  | △254   | 6,461  | —      |
| 61   | 2,171 | △4,909 | 8,225  | △1,145 | 13,321 | 1,364  |
| 62   | 2,343 | 2,033  | 743    | △433   | 13,443 | 1,985  |
| 63   | 2,465 | 614    | 3,322  | △1,471 | 11,923 | 6,827  |
| 64   | 2,475 | 4,394  | △817   | △1,102 | 13,269 | 4,664  |
| 65   | 2,580 | 2,662  | 1,120  | △1,202 | 16,245 | 2,809  |
| 66   | 3,635 | △2,220 | 6,701  | △846   | 17,177 | 8,173  |
| 67   | 4,618 | △752   | 7,790  | △2,420 | 15,806 | 16,454 |
| 68   | 5,306 | 3,478  | 4,092  | △2,264 | 15,637 | 19,422 |
| 69   | 6,895 | 1,312  | 9,800  | △4,217 | 19,906 | 22,613 |
| 70   | 6,490 | △1,447 | 11,444 | △3,507 | 24,291 | 28,827 |

(注) 補助貨の受払いは、1954年度までは「財政資金」に、それ以降はその他に計上されている。  
 なお、財政資金は対民間収支の計数。

(資料) 日本銀行統計局『本邦経済統計』および『経済統計年報』による。

えば70年には55年の実に14.8倍にまで膨張を遂げているのである。こうして、「日銀信用拡大」を源泉とするこの「銀行券膨張」は、一方で企業サイドでは、投資資金として投資活動拡張において機能したし、他方で個人レベルでは、個人消費資金として作用して購買力増大へと作用した。要するに、この「銀行券拡大」は、投資需要および消費需要の両面から「需要拡大要因」として機能したわけであり、まさにその点で、それが、「有効需要創出」作用を発揮することによって「資本蓄積促進策」として現実化したのは明瞭ではないか。

こうして、「高度成長期・金融政策」が、「日銀信用—銀行券」ルートでまず「直接的」に、「資本蓄積促進策」として機能した点が明白だが、しかしこの金

融政策の役割は単にそれだけには止まらない。そうではなく、ヨリ「総合的作用」として、その(c)「景気調整型機能」にも重大な配慮が不可欠と思われる。そこでまず(A)その「ポイント＝機構」だが、いうまでもなく、このメカニズムはいわゆる「国際収支の天井」作用に他ならない。やや具体的に示せば、「景気拡大→輸入増大→貿易収支赤字化→国際収支悪化→外貨流出・枯渇危機→金融引締め→景気下落」という周知のロジックであるが、高度成長期には、このような「景気調整指向型金融政策」が極めて効果的に発現したといつてよい。しかし、その場合に重要なのは、このような「金本位制」とも類似したこのメカニズムがかなり効果的に作動した背景には、次のような、高度成長期・日本に特有な条件があった点であろう。つまり、①この時期にIMF8条国へ移行して「固定相場制に基づく、為替管理の禁止」が国際的に強制され、その制約によって外貨維持が死活問題になったこと、②資源・原材料の対外依存性が大きいとともに、高度成長が「内需連関型成長」であったため、景気拡大が、輸出増大よりも「輸入激増」に結果したこと、③高度成長期日本金融に特有であった「オーバーローン」体質が、金融引締めの効果を極度に高めたこと、の3点であるが、逆からいえば、この引き締め作用浸透の後では、逆の連関を通して、景気の「再上昇」が保障されたともいえた。

ついで次に(B)その具体的「政策手段」だが、先に景気変動過程分析において指摘した通り、以下のような手段がその基本であった。すなわち、まず「公定歩合操作」がその中心を占めるのは明白だが、それに加えて、現代的な金融手段としての「預金準備率操作」と、新金融調節方式導入後に増加をみた「公開市場操作」も決して無視はできない。といつても、ここまではいわば「金融政策の共通項」に過ぎないが、日本の場合にさらに特徴的なのは、いわゆる「窓口規制の強化」ではないか。いうまでもなく、「管理＝統制型」の、日銀・大蔵省から民間銀行への「非・明示的命令」体系に他ならないが、政府当局の責任回避指向にも左右されて、景気調整型金融政策において、この「窓口規制」はまさに絶大なる効果を持ったわけである。

以上を前提にして(C)「全体的意義」を整理すれば結局次のようにいえよう。すなわち、このような「景気調整機能」は、「景気過熱防止—新規景気促進」という特殊なサイクル機能を通して、全体としては、高度成長の展開基盤に関

する、その「維持・安定・促進」を確保＝実現するという体系的機能を果たしている——と集約可能である。したがって、まさにその体系的役割からして、それが、「資本蓄積促進策」の一環であることはもはや自明のことであろう。

[2]財政政策 ついで「資本蓄積促進策」の2番目の側面をなす②「財政政策」<sup>81</sup>へと転換していこう。そうすると、第1に最も前提的には(a)「財政資金」(億円)動向が焦点を構成するが、その推移を取り合えず「対民間収支」に関わる計数として押さえていこう。したがって、この数字は、「政府による財政資金投下」とその「吸収」との差額として表現されることになるが、それは以下のような軌跡を描いた。すなわち、56年＝△1586→59年＝1438→62年＝2033→65年＝2662→68年＝3478(第5表)と動くのであるから、「持続的拡張」というその基本的基調には何の疑いもあり得ない。まさに見事な「財政資金投入の純増」以外ではなく、その傾向は、「転型期」をも乗り越えた、いわば一貫した傾向だというべきであろう。こうして、高度成長期・財政は、いくつかの景気変動をも縦貫して、ほぼ一直線のトレンドで「資金撒布『超過』」を発現させた点が明瞭なのであって、この「撒超」傾向が、さらに企業・個人ルートを経由して、有効需要創出に帰着していった——のは当然なのである。まさにその意味で、高度成長期・財政が「資本蓄積促進策」機能を展開した点はいうまでもない。

そのうえで第2に、高度成長期・財政の(b)「全体的メカニズム」にまで立ち入っていこう。そこで、「財政支出」にさらに「租税」と「公債」をも組み込んで高度成長期・財政の「全体像」を描けば、例えば次のような「図式」が浮上してこよう。つまり、この図式の出発点にはまず「高成長」が置かれるが、この高成長が、ここを起点として、それ以降は以下のようなロジックを必然的に派生させていく。すなわち、「高成長→企業・個人の所得増加→税の自然増収→増収分の新規財源と減税への分割→財政規模拡大プラス投資・消費拡大→成長の一層の促進→高成長の持続・拡大」, という構図に他ならず、まさに、「高成長→財政システム→高成長拡大」という、「好循環過程」の実現そのものであろう。その結果、この「好循環図式」の中で、「経費＝公共投資中心」・「租税＝減税」・「公債＝不必要」という「高度成長型財政構造」が進行したのも周知の通りだが、要するに、「『成長』と『財政』との『相互促進的関連』」が実に「きれいに」形成されていったこと——が何よりも確認されてよい。

しかしそれを十分に認識したうえで、次の側面も注意しておこう。つまり、このような「好循環連鎖」が、高度成長期にいわば単線的に貫徹していったわけではない点である。そうではなく、第3に、先に指摘した「国際収支の天井」を反映した景気変動過程において、この財政政策も、(c)金融政策と歩調を合わせつつ「引締め—緩和」という作用をいわば積極的に果たした点が重要といつてよい。具体的には、「政府予算の規模調節・財投規模の管理・減増税のコンビネーション・歳出実施の時期調節・国債管理政策の実施」、などが注目に値するが、これらの個別的財政政策を媒介にしながら、全体としては、「景気調整策の現実的発動」が具体的に進行していった。まさにそうであれば、「有効需要創出」を基本機能としつつ、具体的は「景気調整策」としても機能したこの「高度成長期・財政政策」は、結局は、総合的にみて、「資本蓄積促進策」のまさしく不可欠の一環としてこそ機能した——と総括可能であろう。

〔3〕産業政策 最後に、「資本蓄積促進策」の3番目は③「産業政策」<sup>9)</sup>に他ならないが、まずこの「産業政策」の展開を第1に(a)「経済計画」動向に即してみていこう。さて政府は、戦後再建期の完了を前提にして、もはや「統制＝命令」という色彩においてではなくむしろ「誘導＝指針」という形での資本蓄積促進へと、その政策手段の切り替えを進めたが、その1つの端的な類型こそ、この「経済計画」の策定であった。その場合、政府は65-70年の高度成長期に都合3度の経済計画策定を実施していった。具体的には、65年1月の「中期経済計画」、67年3月の「経済社会発展計画」、そして70年5月の「新経済発展計画」の3つに他ならないが、まさに高度経済成長局面に対応して、そこには以下のような共通点がみられたといつてよい。つまり、そのいずれも、進行中の高度成長を持続させることをこそ、その基本的目的に設定していたわけであり、それを阻害する諸要因の解除と新たに必要とされる施策の実行とが目標に盛り込まれていった。そしてそれを通じて、GNPに関する目標成長率を8-10%に定めつつ、その実現のために、政府は、財政政策・金融政策を相互に結合させることによって、まさに総合的に高度成長の継続・拡大を追及したわけである。

したがってそうであれば、この「経済計画」が、国民経済に対する、政府の総体的な「政策樹立・発動プラン」であった点が何よりも明白であろう。まさにこの意味で、「経済計画」が、「誘導・指針」という側面に即した、見事な「資

本蓄積促進策」の1典型であること——には何んらの疑問もあるまい。

ついで第2に、産業政策の第2パターンとしては(b)「地域開発政策」が指摘されてよい。そこでまず(A)その「背景」が重要だが、そのポイントが、ここでも「高度成長の持続化」にこそあるのは当然であろう。すなわち、高度成長が、その1つの主要な「マイナス副産物」として深刻な「過疎・過密問題」を惹起させたことはすでに周知の通りである。まさにこの過疎・過密問題の解決をキャッチフレーズとしてこそ地域開発政策が登場したといつてよいが、その結果、この地域開発計画は、地方をも巻き込んで、成長を一層促進する機能を果たしていくこととなった。

そこで次に(B)その「展開」の概略を追えば、その焦点はいうまでもなく「全国総合開発計画」にこそある。その際、その出発点は61年策定の「全総」にあるが、ここでは、地方に大規模な工業拠点を育成し、それによって、人口・産業の大都市集中を緩和するとともに地方の振興を図る点にその力点が置かれた。まさにその拠点とされたのが「新産業都市」指定であったが、しかし、その「見直し」に反して、むしろ地方の自然破壊と公害を発生させただけでなく、大都市への人口・産業の集中＝都市・地方格差がさらに一層深化していった。

まさにこの「全総」の見直しこそが、69年5月決定の「新全総」に他ならない。すなわち、ここでは、「全総」の見直しのうえに、以下の点が新たな基本目標として加えられた。具体的には、①「人間と自然の調和」②「開発の拡大と均衡化」③「国土利用の再編成」④「安全快適な環境条件整備」、に他ならず、この目標を、「全国的交通・通信ネットワーク形成」・「産業開発プロジェクト」・「環境保全プロジェクト」という、まさに大規模開発プロジェクトを実行手段にして推進する点にこそ、「新全総」のその骨格が見て取れる。

そのうえで最後に(C)その「意義」を整理すれば、いうまでもなくその主眼は、高度成長継続に対するボトル・ネックの除去によって高成長の持続を可能にする点——にこそあった。というのも、例えば「新全総」は、高度成長政策の「反省」の上に策定されたわけではなく、むしろその「前提」の下にその「促進」を意図してこそ設定されたからであって、そこには、明確に高度成長政策が貫徹していよう。要するに、「地域開発政策」は成長促進政策以外ではないのであり、まさにその点で、「資本蓄積促進策」の典型というべきであろう。

最後に「産業政策」の第3パターンとして、第3に(c)「大企業優遇策」がもちろん目立つ。そこでまず(A)その「背景」だが、この「大企業向け・個別政策」の目的が何よりも「国際競争力の強化」にこそ求められるのは自明であろう。すなわち、1960年代以降に直面化した国際化に対応して、産業体制の整備・高度化・強化が不可避となったからであって、国際競争に対抗しつつ高成長を続けていくためには、特に基幹の大企業への個別的な優遇政策が不可避になったのだとみてよい。まさにこのような環境に規定されて、高度成長の基軸部門をなす、例えば「鉄鋼業・自動車産業・石油化学工業」への政策推進が発動をみるわけである。

それを前提にして、次に(B)その「展開」に移ると、まず1つ目に(I)「鉄鋼業」はどうか。そこで優遇措置の内容に立ち入ると、この鉄鋼業では資金面でのサポートが目立つ。具体的には、最新鋭大型製鉄所建設のための必要資金の戦略的な供給が実施(各鉄鋼会社の借入金増加)されたことに加えて、法人税の各種減免措置を通す優遇措置もが実行されていった。まさにこのような「産業政策」を通じてこそ鉄鋼業の「大型化」が促進されたといつてよい。次に2つ目は(II)「自動車産業」だが、この業界でも、貿易自由化(普通車65年10月実施)に合わせて、その保護策として、諸減免税措置や融資額の増大などが試みられたうえに、行政指導の徹底化などが進められた。その実態理解のために1つだけ例を挙げれば、「機振法」にもとづく自動車産業への融資額・重点配分が特徴的だといつてよく、その融資先が工作機械生産から自動車部品生産へと比重移行が計られつつ、66-70年間の融資総額の実に55%が自動車部品生産へと向けられた——とされている。それに加えて、自動車生産の周辺条件整備も無視はできなく、例えば、巨額の道路投資・自動車通行優先の道路行政などの、モータリゼーション進展に対応した政策によって、自動車産業発展が全般的に支援されていった。

そのうえで最後は3つ目に(III)「石油化学工業」である。ここでは上記2部門とはやや異なって、何よりも当該産業部門の基盤整備こそがその主たる内容といえた。具体的には、投資調整・企業助成・事業環境整備などが目玉とされたのであり、まさにそれを通して、大規模石油コンビナートの形成が促進されていくのである。例えば、64年にエチレン・プラントの許可基準が10

万トンだったのが、わずか3年後にはそれが30万トン以上へと変更された程なのであり、そこで発揮された、政府による条件整備の濃さが印象的であろう。

そうであれば、この「大企業優遇政策」の(C)「意義」はこう集約可能であろう。すなわち、その「手段」としては、「個別・直接的」から「総体・間接的」方式へと転換しつつも、まさにそのような「間接誘導方式」を通じてこそ、結局は、「大型設備投資・企業集積促進型産業政策」として機能した——のだと。まさに「資本蓄積促進策」の展開以外ではあるまい。

### おわりに——全体的総括

以上のような考察を下敷きにして、「日本型・現代資本主義の『確立』」という視角から全体を総括しておきたい。そこでまず第1論点は(I)「前提的命題」に他ならず、戦後再建を完了して、概ね1950年代中ばから70年代冒頭にかけて「高度経済成長過程」が進行をみた。具体的に示せば、まず一面で(A)経済過程においては、「生産・投資・雇用・所得・消費」の拡大を通じて連年10%を超えるGNP膨張がポイントをなすし、また他面で(B)政治過程では、「労資関係の協調主義化」に立脚した労働運動・反体制運動の「体制内化」が、それぞれ「高度成長」のその指標とみなされてよい。そして、これら「政治・経済」両面からする「高度成長型体制の実現」によってこそ、総合的には、(C)「投資—生産—消費」相互の「好循環」プロセスを土台とする、「自己調節機構を内在化させた、自律的景気循環機構の発現」が進行をみたという以外にはなかった。まさにこのような「立体構造」の総体が十分に注意されねばならない。

次にそれを前提にして第2論点としては、(II)その現実的な「展開命題」が問題になろう。換言すれば、(A)「このような高成長は『日本資本主義のどのような歴史的局面を意味しているのか』が直ちに問われるということに他ならないが、しかしそれへの「解答」はもはや自明であろう。すなわち、それは以下の2点から定式化可能であって、この「経済成長過程」が、まず一面で政治的には、(B)「日本の労資関係に基づく労資関係＝階級闘争の体制内化」と「国民皆保険・皆年金を基軸とした社会保障整備」とを媒介とした、「階級宥和策」を前提にしていること——は自明である。しかもそれだけではなく、さらにそ



の土台のうえで、それが、次に他面で経済的には、(C)「財政政策・金融政策・産業政策」などを基軸にした「資本蓄積促進策」にこそ立脚しているのも当然である以上、「日本資本主義に対して果たす、この高度成長過程の意義」ももはや明瞭といってよい。すなわち、この「高度成長過程として発現した日本資本主義」は、——この「階級宥和策」・「資本蓄積促進策」という2大軸点を根本条件とする——まさに「現代資本主義の1ヴァリエーション」以外ではあり得まい。

したがって、最後に第3論点こそ(Ⅲ)「結論的命題」に他ならない。そこでまず(A)この「現代資本主義の定義」<sup>10)</sup>を確認しておく、——他の機会に繰り返し指摘したように——その枢要点が、「資本主義の体制的危機における、『階級宥和策』および『資本蓄積促進策』を手段にした、資本主義延命を目指す『反革命体制』<sup>11)</sup>」という点に求められるのは当然である。まさにそうであれば、いま確認した「展開的命題」からして、「高度成長期・日本資本主義」が「現代資本主義」と規定し得るのはもちろん明瞭といってよいが、さらに留意すべきは、(B)それが「現代資本主義の『成立』や『再編』ではない」という点であろう。なぜなら、その「成立」ならば——他の著作で解明した通り<sup>12)</sup>——すでに「1930年代」で完了をみているし、また「再編」は——前稿<sup>13)</sup>で考察し終えたように——「戦後再建期」においてすでに終結している、からである。したがって、それは、単なる「成立→再編期」とはもはやいえまい。

要するに最終的には、(C)こう結論されるべきであろう。すなわち、この「高度成長期・日本資本主義」は、その「成立期→再編期」を経たうえで、現実的には、「階級宥和策・資本蓄積促進策の『全面展開』」をこそその根拠にしつつ、「日本型・現代資本主義」の、まさにその「確立過程局面」そのものに該当する——のだと。これこそが本稿の「最後の論理環」に他ならない。

- 1) 高度成長期・政治過程について詳しくは、講座『日本歴史』23(岩波書店、1977年)をみよ。
- 2) 高成長期の経済過程の詳細に関しては、すでに拙稿「第1次高度成長と景気変動過程」(『金沢大学経済学部論集』第28巻第1号、2007年)および「第2次高度成長と景気変動過程」(同第28巻第2号、2008年)において考察した。ここではそのエッセンスを整理しておく。
- 3) 高度成長局面の景気変動については、鈴木・公文・上山『資本主義と不況』(有斐閣選

- 書, 1982年), 武井・岡本・石垣編著『景気循環の理論』(時潮社, 1983年), を参照のこと。
- 4) 労資関係に関しては, 森武磨他『現代日本経済史』(有斐閣, 2002年)が的確で優れている。
  - 5) 高度成長期・労働運動については, 川上・粕谷・佐藤『現代日本帝国主義』(現代評論社, 1979年)をみられたい。階級闘争・企業主義化との内的関連がよく分かり, 参考になる。
  - 6) 高度成長型・社会保障の展開に関しては, 東大社研編『福祉国家』5 (東大出版会, 1985年), 横山・田多編著『日本社会保障の歴史』(学文社, 1991年), において詳細な記述が得られる。
  - 7) 高度成長期の金融政策について詳しくは, 例えば大内力『現代日本経済論』(東大出版会, 1971年), 大島清監修『総説日本経済』2 (東大出版会, 1978年), などを参照のこと。
  - 8) 財政政策の具体的展開に関しては, 前掲, 大島監修『総説日本経済』2 の他, 武田・林編『現代日本の財政金融』(東大出版会, 1978年), などが詳しい。その的確な展開をみよ。
  - 9) この高度成長局面の産業政策については, 農業政策・中小企業政策・対外政策をも含めて, 前掲, 大内編『現代日本経済論』および前掲, 森他『現代日本経済史』を何よりも参照のこと。
  - 10) 現代資本主義の「背景・機能・本質」については, すでに拙著『現代資本主義の史的構造』(御茶の水書房, 2008年)において詳細に考察した。その場合, そこでは「現代国家」が枢要点をなすが, この現代国家の歴史的位置については, さらに拙著『資本主義国家の理論』(御茶の水書房, 2007年)を参照されたい。その中でその体系化が試行されている。
  - 11) この「反革命体制」の含意については, 何よりも加藤栄一『ワイマル体制の経済構造』(東大出版会, 1973年)がふまえられねばならない。まさに「現代資本主義の本質」が摘出されている。
  - 12) この「成立」を巡っては, 拙著『日本における現代資本主義の成立』(世界書院, 1999年)をみよ。その中で, 「現代資本主義」の, 日本での「成立」を多面的かつ体系的に実証した。
  - 13) 拙稿「戦後再建と日本型現代資本主義の再編」(『金沢大学経済学部論集』第29巻第1号, 2008年)を参照のこと。まさに「成立—再編—確立」の相互関係こそが重要であろう。

